

改正

平成21年9月30日規則第80号
平成24年11月30日規則第100号
平成25年3月29日規則第52号
平成25年10月31日規則第84号
平成31年1月31日規則第2号
令和元年6月28日規則第17号
令和元年12月9日規則第60号
令和3年3月31日規則第70号
令和4年1月31日規則第3号
令和5年8月31日規則第87号
令和6年3月5日規則第13号
令和7年3月31日規則第66号
令和7年11月28日規則第125号
令和8年8月31日規則第80号

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会（第5条—第10条）
- 第3章 生活環境の整備（第11条—第18条）
- 第4章 勧告及び公表（第18条の2—第20条）
- 第5章 雑則（第21条—第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例（平成19年3月世田谷区条例第27号。
以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(公共的施設)

第3条 条例第2条第4号に規定する規則で定める公共的施設は、別表第1の公共的施設の欄に定める施設とする。ただし、同表1の部及び2の部に定める公共的施設においては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第1項に規定する建築物及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）第143条第1項又は第2項の伝統的建造物群保存地区内における同法第2条第1項第6号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。

(特定公共的施設)

第4条 条例第2条第5号に規定する規則で定める特定公共的施設は、別表第1の特定公共的施設の欄に定める施設とする。

第2章 世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会

(世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会の委員)

第5条 条例第8条に規定する世田谷区ユニバーサルデザイン環境整備審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者 7人以内
- (2) 区民 9人以内
- (3) 事業者 4人以内

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長が共に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第7条 審議会は、会長が招集する。

(会議)

第8条 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第9条 会長が必要があると認めたときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌理し、部会の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

6 部会の議事の定足数及び表決数については、前条の規定を準用する。

(意見聴取等)

第10条 審議会及び部会は、必要があると認めたときは、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

第3章 生活環境の整備

(整備基準及び集合住宅整備基準)

第11条 条例第11条第1項に規定する整備基準（以下「整備基準」という。）は、次の表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表中欄に掲げるものとし、条例第13条の2に規定する遵守基準（以下「遵守基準」という。）は、同表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表右欄に掲げるものとする。

区分	整備基準	遵守基準
建築物	別表第2に定める事項	別表第3に定める事項
小規模建築物	別表第2に定める事項	別表第4に定める事項
道路	別表第5に定める事項	別表第6に定める事項
特定道路	別表第6の2に定める事項	別表第6の3に定める事項
公園	別表第7に定める事項	別表第8に定める事項
公共交通施設	別表第9に定める事項	別表第10に定める事項
路外駐車場	別表第11に定める事項	別表第11に定める事項

2 別表第2から別表第4までに掲げる整備項目のうち、建築物の用途及び規模に応じ、条例第14条の規定による届出の対象となる計画に係る整備項目については、区長が別に定める。

3 条例第18条第1項に規定する集合住宅整備基準（以下「集合住宅整備基準」という。）は、別

表第12に定める事項とし、条例第19条の2に規定する集合住宅遵守基準は、別表第13に定める事項とする。

4 条例第19条の2の規則で定める規模は、住戸の数（改修（増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更（用途を変更して集合住宅にする場合に限る。）をいう。以下この項及び第10項において同じ。）の場合にあっては、改修に係る部分の住戸の数）が20以上又は床面積（改修の場合にあっては、改修に係る部分の床面積）の合計が1,000平方メートル以上とする。

5 別表第12及び別表第13に掲げる整備項目のうち、集合住宅の規模に応じ、条例第21条第2項において準用する条例第14条の規定による届出の対象となる計画に係る整備項目については、区長が別に定める。

6 特定公共的施設（建築物に限る。）又は集合住宅の改修（増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更（用途を変更して特定公共的施設又は集合住宅にする場合に限る。）をいう。以下この項、第13条第1項第1号及び第14条において同じ。）をする場合（条例第14条（条例第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行う場合に限る。）の別表第2から別表第13までの規定の適用は、次に掲げる部分（第2号、第4号又は第6号の経路が2以上ある場合にあっては、いずれか1の経路に係る部分）に限るものとする。

（1）当該改修に係る部分

（2）道等（道又は公園、広場その他の空地をいう。以下同じ。）から前号に掲げる部分にある利用居室等（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室その他の室をいう。以下この条において同じ。）、集合住宅の各住戸又はホテル若しくは旅館（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。別表第3の15の項において同じ。）であって、その用途に供する部分の床面積が1,000平方メートル以上のものにおける車椅子使用者用客室（車椅子使用者（車椅子を利用している者をいう。以下同じ。）が円滑に利用できる客室をいう。以下同じ。）以外の各客室（以下「一般客室」という。）までの経路（当該利用居室等に別表第2の18の項及び別表第3の16の項に定める観覧席又は客席がある場合にあっては、それらの出入口と車椅子使用者用部分（車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして、別表第2の18の項(1)イ及び別表第3の16の項(1)イに掲げる基準に適合する場所をいう。以下同じ。）との間の経路（以下「車椅子使用者用経路」という。）を含む。）を構成する出入口、廊下等（廊下その他これに類するものをいう。以下同じ。）、

階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

(4) 第1号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便房（車椅子使用者が円滑に利用することができる便房をいう。以下同じ。）（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの経路（当該利用居室等に別表第2の18の項及び別表第3の16の項に定める観覧席又は客席がある場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場

(6) 車椅子使用者用駐車施設（車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。）（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）又は一般客室までの経路（当該利用居室等に別表第2の18の項及び別表第3の16の項に定める観覧席又は客席がある場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

7 別表第1の1の部及び2の部に定める特定公共的施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第19号に規定する特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第1号に規定する公立小学校等を除く。）その他これに類する施設を除く。）については、前項並びに別表第3及び別表第4中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」と読み替えて適用する。

8 集合住宅又はその敷地に多数の者が共同で利用する集会室等の利用居室等、車椅子使用者用便房及び車椅子使用者用駐車施設を設ける場合の集合住宅については、別表第2及び別表第3の規定（移動等円滑化経路等に係るものに限る。）を準用する。この場合において、別表第3中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」と読み替えるものとする。

9 前項の場合において、別表第2及び別表第3の規定（移動等円滑化経路等に係るものに限る。）の適用を受ける特定経路等（別表第12の1の項第1号及び別表第13の1の項第1号に規定する経路をいう。）となるべき経路又はその一部については、別表第12及び別表第13の規定は適用しない。

- 10 別表第1の1の部23の項に定める公共的施設及び特定公共的施設のうち集合住宅を含む複合建築物の集合住宅の用に供する部分（以下この項及び次項において「集合住宅の用に供する部分」という。）については、第1項の規定にかかわらず、別表第12及び別表第13の規定を適用する。ただし、集合住宅の用に供する部分において、住戸の数（改修の場合にあっては、改修に係る部分の住戸の数）が20未満のもので、かつ、床面積（改修の場合にあっては、改修に係る部分の床面積）の合計が1,000平方メートル未満のもの（当該集合住宅の用に供する部分がその他の用途の部分と床又は壁で区画されていること等により利用者の経路が分けられているものに限る。）については、この限りでない。
- 11 前項本文の場合において、別表第12及び別表第13に掲げる整備項目のうち、集合住宅の用に供する部分の規模に応じ、条例第14条の規定による届出の対象となる計画に係る整備項目については、区長が別に定める。
- 12 第6項、別表第2から別表第6の2までの規定及び別表第7から別表第13までの規定（別表第1の4の部1の項に定める特定公共的施設のうち世田谷区立公園の生活環境の整備に係る別表第8の規定を除く。）は、区長が、これらの規定によることなく整備基準及び集合住宅整備基準（以下「整備基準等」という。）に適合させた場合と同等以上に生活環境の整備が行われていると認めた場合又は地形若しくは敷地の形態、建築物の構造その他やむを得ない事情により整備基準等による生活環境の整備が困難であると認めた場合は、適用しないことができる。

（整備基準適合証）

第12条 条例第13条第1項（条例第21条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する整備基準適合証の交付を受けようとする場合の同条第2項（条例第21条第1項において準用する場合を含む。）の規定による申請は、整備基準適合証交付申請書（第1号様式）及び公共的施設又は集合住宅が整備基準等に適合していることを明らかにする図書を区長に提出することにより行うものとする。

2 条例第13条第1項及び条例第16条第3項（条例第21条第2項において準用する場合を含む。）に規定する整備基準適合証は、公共的施設整備基準適合証（第2号様式）又は集合住宅整備基準適合証（第3号様式）及びユニバーサルデザイン推進条例整備基準適合証（第4号様式。以下これらを「基準適合証」という。）とする。

3 区長は、条例第13条第1項に規定する整備基準適合証の交付をしないことに決定したときは、申請をした者に対し、その旨及びその理由を記載した書面を交付するものとする。

4 条例第13条第3項（条例第21条第1項において準用する場合を含む。）の規定による表示は、

ユニバーサルデザイン推進条例整備基準適合証により行うものとし、当該公共的施設又は集合住宅の主要な出入口に近接した場所で、道等から見やすい位置に表示することによる。

5 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、基準適合証の交付を受けた者から当該基準適合証を返還させるものとする。

(1) 虚偽の申請その他の不正の事実が判明したとき。

(2) 交付の対象となった公共的施設又は集合住宅が、改修等により整備基準等に適合しなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、返還させることが適当であると区長が認めたとき。

(届出)

第13条 条例第14条（条例第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める日までに行うものとする。

(1) 特定公共的施設（建築物に限る。）又は集合住宅の新設又は改修 工事に係る次のいずれかの行為を行おうとする日の前の日（条例第14条第2項（条例第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出の内容の変更後の工事が次のいずれの行為も伴わない場合にあっては、当該工事に着手する日の30日前の日）

ア 建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請

イ 建築基準法第6条の2第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する確認を受けるための書類の提出

ウ 建築基準法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する計画の通知

エ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第1項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）に規定する計画の認定の申請

オ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第1項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）に規定する認定の申請（同法第17条第4項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出がある場合に限る。）

カ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項まで（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）に規定する認定の申請（同法第6条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出がある場合に限る。）

キ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する認定の申請（同法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。）又は同法第55条第1項に規定する変更の認定の申請（同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。）

ク 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第4条第1項に規定する認定の申請又は同法第7条第1項に規定する変更の認定の申請

（2） 前号以外の特定公共的施設の新設又は改修 工事に着手する日の30日前の日

2 条例第14条（条例第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、特定公共的施設整備計画（変更）届出書（第5号様式）又は集合住宅整備計画（変更）届出書（第6号様式）に別表第14の区分欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表添付書類欄に定める書類を添えて、区長に提出することにより行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、区が行う道路、公園、公共交通施設又は路外駐車場の新設又は改修の工事に係る条例第14条の規定による届出は、道路・公園・公共交通施設・路外駐車場新設等整備計画報告書（第7号様式）を区長に提出することにより行うものとする。

（軽易な変更）

第14条 条例第14条第2項（条例第21条第2項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める軽易な変更は、特定公共的施設又は集合住宅の新設又は改修に係る変更のうち、整備基準等の適用の変更を伴わない変更及び工事着手予定期日又は工事完了予定期日に係る変更とする。

（工事完了届）

第15条 条例第16条第1項（条例第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、特定公共的施設整備完了届出書（第8号様式）又は集合住宅整備完了届出書（第9号様式）に、第13条に規定する届出に基づき工事が行われたことを証する写真、図書等を添えて、区長に提出することにより行うものとする。

（身分証明書）

第16条 条例第16条第4項（条例第21条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、第10号様式とする。

（整備状況の報告等）

第17条 条例第17条第3項の規定による報告は、区長が定める期限までに既存施設適合状況調査報告書（第11号様式）に別表第14の区分欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表添付書類欄に定める書類を添えて、区長に提出することにより行うものとする。

2 区長は、前項の報告に係る特定公共的施設のうち整備基準に適合していないものについて、当該特定公共的施設を整備基準に適合させるための工事の計画を既存施設改善計画届出書（第12号様式）により作成し、区長が必要と認める図書を添えて、区長に届け出るよう要請をすることができる。

（書類等の提出部数）

第18条 第12条第1項、第13条、第15条及び前条の規定により提出する書類及び図書の部数は、正本1部及び副本1部とする。

一部改正〔令和3年規則70号〕

第4章 勧告及び公表

（勧告書）

第18条の2 条例第32条の規定による勧告は、勧告書（第13号様式）により行うものとする。

（公表）

第19条 条例第33条第1項（条例第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- （1） 勧告を受けた者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- （2） 勧告を受けた者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- （3） 勧告に従わなかった旨及び勧告の内容
- （4） 前3号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた事項

（意見陳述等の機会の付与）

第20条 条例第33条第2項（条例第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見の陳述及び証拠の提示（以下「意見陳述等」という。）は、区長が口頭によることを認めた場合を除き、意見及び証拠の内容を記載した書面（以下「意見書」という。）を区長に提出することにより行うものとする。

2 区長は、勧告を受けた者に対し、意見書の提出期限（口頭による意見陳述等を認めた場合は、その日時）までに相当な期間において、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- （1） 公表しようとする内容
- （2） 公表の根拠となる条例等の条項
- （3） 公表の原因となる事実
- （4） 意見書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述等を認めた場合は、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

- 3 前項の規定による通知を受けた者（以下「当事者」という。）又はその代理人は、やむを得ない事情がある場合には、区長に対し、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。
- 4 区長は、前項の規定による申出又は職権により、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。
- 5 区長は、当事者に口頭による意見陳述等を認めたときは、当事者又はその代理人の陳述の要旨を記載した書面を作成するものとする。
- 6 代理人は、その代理権を証する書面を、意見書の提出期限又は出頭すべき日時までに区長に提出しなければならない。
- 7 区長は、当事者又はその代理人が正当な理由なく意見書の提出期限内に意見書を提出せず、又は口頭による意見陳述等をしなかったときは、条例第33条第1項の規定による公表をすることができる。

第5章 雑則

（車両等）

第21条 条例第25条第2項に規定する車両等とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第8号に規定する公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両及び道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する旅客自動車運送事業の用に供する自動車をいう。

（公共的団体）

第22条 条例第30条第2項に規定する規則で定める公共的団体は、法令の規定により国、都道府県又は建築基準法第6条第1項に規定する建築主事等を置く市町村とみなされて同法第18条の規定が準用され、又は適用される団体（独立行政法人都市再生機構及び東京都住宅供給公社を除く。）とする。

（委任）

第23条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（世田谷区福祉のいえ・まち推進条例施行規則の廃止）
- 2 世田谷区福祉のいえ・まち推進条例施行規則（平成7年11月世田谷区規則第94号）は、廃止す

る。

（経過措置）

- 3 この規則の施行の際、現に前項の規定による廃止前の世田谷区福祉のいえ・まち推進条例施行規則第2号様式及び第3号様式による用紙を用いて作成され、交付されている公共的施設整備基準適合証及び集合住宅整備基準適合証は、それぞれこの規則第2号様式及び第3号様式による用紙を用いて作成され、交付されている公共的施設整備基準適合証及び集合住宅整備基準適合証とみなす。

附 則（平成21年9月30日規則第80号）

- 1 この規則は、平成21年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定（第7号様式及び第10号様式の規定を除く。）は、施行日以後に行われる世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例（平成19年3月世田谷区条例第27号）第14条（同条例第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「条例の規定による届出」という。）に係る同条例第2条第2号に規定する生活環境の整備（以下「生活環境の整備」という。）について適用し、施行日前に行われる条例の規定による届出に係る生活環境の整備については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第10号様式による用紙を用いて作成され、交付されている身分証明書は、新規則第10号様式による用紙を用いて作成され、交付されている身分証明書とみなす。

附 則（平成24年11月30日規則第100号）

この規則は、平成24年12月4日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第52号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の規定は、施行日以後に行われる世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例（平成19年3月世田谷区条例第27号）第14条の規定による届出（以下「条例の規定による届出」という。）に係る同条例第2条第2号に規定する生活環境の整備（以下「生活環境の整備」という。）について適用し、施行日前に行われる条例の規定による届出に係る生活環境の整備については、なお従前の例による。

附 則（平成25年10月31日規則第84号）

この規則は、平成25年11月1日から施行する。ただし、第13条第1項第1号エの改正規定は、同

月25日から施行する。

附 則（平成31年1月31日規則第2号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の規定は、施行日以後に行われる世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例（平成19年3月世田谷区条例第27号）第14条の規定による届出（以下「条例の規定による届出」という。）に係る同条例第2条第2号に規定する生活環境の整備（以下「生活環境の整備」という。）について適用し、施行日前に行われる条例の規定による届出に係る生活環境の整備については、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月28日規則第17号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年12月9日規則第60号）

- 1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の規定は、施行日以後に行われる世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例（平成19年3月世田谷区条例第27号）第14条の規定による届出（以下「条例の規定による届出」という。）に係る同条例第2条第2号に規定する生活環境の整備（以下「生活環境の整備」という。）について適用し、施行日前に行われた条例の規定による届出に係る生活環境の整備については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日規則第70号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第5号様式の(1)から第9号様式まで、第11号様式及び第12号様式の規定に基づき作成された様式用の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和4年1月31日規則第3号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）次項の規定 公布の日

（2）第13条第1項第1号カの改正規定 令和4年2月20日

- 2 この規則による改正後の第13条第1項第1号カに掲げる行為に係る工事の計画の届出は、前項第2号に定める日前においても行うことができる。

附 則（令和5年8月31日規則第87号）

- 1 この規則は、令和5年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の規定は、施行日以後に行われる世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例（平成19年3月世田谷区条例第27号）第14条の規定による届出（以下「条例の規定による届出」という。）に係る同条例第2条第2号に規定する生活環境の整備（以下「生活環境の整備」という。）について適用し、施行日前に行われた条例の規定による届出に係る生活環境の整備については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第4号様式の規定により作成され、交付されているユニバーサルデザイン推進条例整備基準適合証は、この規則による改正後の第4号様式の規定により作成され、交付されたユニバーサルデザイン推進条例整備基準適合証とみなす。

附 則（令和6年3月5日規則第13号）

- 1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の規定は、施行日以後に行われる世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例（平成19年3月世田谷区条例第27号）第14条の規定による届出（以下「条例の規定による届出」という。）に係る同条例第2条第2号に規定する生活環境の整備（以下「生活環境の整備」という。）について適用し、施行日前に行われた条例の規定による届出に係る生活環境の整備については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月31日規則第66号）

- 1 この規則は、令和7年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の規定は、施行日以後に行われる世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例（平成19年3月世田谷区条例第27号）第14条の規定による届出（以下「条例の規定による届出」という。）に係る同条例第2条第2号に規定する生活環境の整備（以下「生活環境の整備」という。）について適用し、施行日前に行われた条例の規定による届出に係る生活環境の整備については、なお従前の例による。

附 則（令和7年11月28日規則第125号）

- 1 この規則は、令和8年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の規定は、施行日以後に行われる世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例（平成19年3月世田谷区条例第27号）第14条の規定による届出（以下「条例の規定による届出」という。）に係る同条例第2条第2号に規定する生活環境の整備（以下「生活環境の整備」という。）について適用し、施行日前に行われた条例の規定による届出に係る生活環境の整備については、なお従前の例による。

附 則（令和８年８月31日規則第80号）

- 1 この規則は、令和８年10月１日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の規定は、施行日以後に行われる世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例（平成19年３月世田谷区条例第27号）第14条の規定による届出（以下「条例の規定による届出」という。）に係る同条例第２条第２号に規定する生活環境の整備（以下「生活環境の整備」という。）について適用し、施行日前に行われた条例の規定による届出に係る生活環境の整備については、なお従前の例による。

別表第１（第３条、第４条関係）

1 建築物

区分	公共的施設	特定公共的施設
1 医療等施設	（１） 病院又は診療所（小規模建築物に該当するものを除く。） （２） 助産所（助産所の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。） （３） 施術所（施術所の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。） （４） 薬局（医薬品の販売業を併せて行うものを除く。）（薬局の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。）	医療等施設の区分に該当する公共的施設の全て
2 公益施設	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	公益施設の区分に該当する公共的施設の全て
3 福祉施設	（１） 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設 （２） 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これら	福祉施設の区分に該当する公共的施設の全て

	に類する施設	
4 学校等施設	(1) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下同じ。） (2) 学校に類する施設（個人の経営に係る施設を除く。）	学校等施設の区分に該当する公共的施設の全て
5 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	すべての施設
6 自動車関連施設	(1) 自動車の駐車のための施設 (2) 自動車の停留のための施設 (3) 自動車修理工場	(1) 自動車の駐車のための施設（自動車の駐車のための施設の用途に供する部分の床面積の合計が250平方メートル以上で、かつ、駐車可能台数が20台以上のものに限る。） (2) 自動車の停留のための施設（自動車の停留のための施設の用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のものに限る。） (3) 自動車修理工場（自動車修理工場の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。）

	(4) 自動車洗車場 (5) 自動車教習所 (6) 給油取扱所（給油取扱所の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。）	(4) 自動車洗車場（自動車洗車場の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。） (5) 自動車教習所（自動車教習所の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のものに限る。） (6) 給油取扱所（公共的施設の全て）
7 公衆便所	公衆便所	公衆便所の区分に該当する公共的施設の全て
8 集会施設	(1) 世田谷区立区民会館、世田谷区立区民センター又は世田谷区立地区会館 (2) 公会堂 (3) 集会場 (4) 冠婚葬祭施設 (5) その他これらに類する施設	集会施設の区分に該当する公共的施設の全て
9 物品販売業を営む店舗等	(1) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（物品販売業を営む店舗の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。） (2) 卸売市場	(1) 物品販売業を営む店舗（公共的施設の全て） (2) 卸売市場（卸売市場の用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに限る。）
10 飲食店	飲食店（飲食店の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	飲食店の区分に該当する公共的施設の全て

	のに限る。)	
11 サービス業を営む店舗等	(1) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗(それぞれの用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。) (2) 一般ガス事業、一般電気事業又は電気通信事業の用に供する営業所(それぞれの用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。) (3) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの(それぞれの用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。)	サービス業を営む店舗等の区分に該当する公共的施設の全て
12 宿泊施設	(1) ホテル又は旅館 (2) その他これらに類する施設	宿泊施設の区分に該当する公共的施設(宿泊施設の用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のものに限る。)
13 興行施設	(1) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 (2) その他これらに類する施設	興行施設の区分に該当する公共的施設(興行施設の用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のものに限る。)
14 文化施設	(1) 博物館、美術館又は図書館 (2) その他これらに類する施設	文化施設の区分に該当する公共的施設の全て
15 展示施設	展示場又はこれに類する施設	展示施設の区分に該当する公共的施設(展示施設の用途に供する部分の床面

		積（住宅の展示施設にあっては、敷地面積）の合計が500平方メートル以上のものに限る。）
16 運動施設	（１） 体育館、水泳場又はボーリング場 （２） その他これらに類する施設	運動施設の区分に該当する公共的施設（運動施設の用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のものに限る。）
17 遊興施設	（１） キャバレー、料理店、ナイトクラブ又はダンスホール （２） その他これらに類する施設	遊興施設の区分に該当する公共的施設（遊興施設の用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のものに限る。）
18 公衆浴場	公衆浴場又はこれに類する施設	公衆浴場の区分に該当する公共的施設（公衆浴場の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものに限る。）
19 業務施設	事務所（他の施設に附属するものを除く。）	業務施設の区分に該当する公共的施設（業務施設の用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のものに限る。）
20 工業施設	工場（自動車修理工場を除く。）又はこれに類する施設	工業施設の区分に該当する公共的施設（工業施設の用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに限る。）
21 公共用歩廊	公共用歩廊	公共用歩廊の区分に該当する公共的施設（公共用歩廊の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のものに限る。）
22 地下街	地下街又はこれに類する施設	地下街の区分に該当する公共的施設（地下街の用途に供する部分の床面積

		の合計が1,000平方メートル以上のものに限る。)
23 複合施設	1の項から22の項まで若しくは2の部に掲げる公共的施設又は集合住宅の複合建築物	複合施設の区分に該当する公共的施設（複合施設の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のものに限る。）

2 小規模建築物

区分	公共的施設	特定公共的施設
1 医療等施設	(1) 診療所（患者の収容施設を有しないものであって、診療所の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものに限る。） (2) 助産所（助産所の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものに限る。） (3) 施術所（施術所の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものに限る。） (4) 薬局（医薬品の販売業を併せて行うものを除く。）（薬局の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものに限る。）	医療等施設の区分に該当する公共的施設の全て
2 自動車関連施設	給油取扱所（給油取扱所の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものに限る。）	自動車関連施設の区分に該当する公共的施設の全て
3 物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（物品販売業を営む店舗の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものに限る。）	物品販売業を営む店舗の区分に該当する公共的施設の全て

4 飲食店	飲食店（飲食店の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものに限る。）	飲食店の区分に該当する公共的施設の全て
5 サービス業を営む店舗等	（１） 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗（それぞれの用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものに限る。） （２） 一般ガス事業、一般電気事業又は電気通信事業の用に供する営業所（それぞれの用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものに限る。） （３） 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの（それぞれの用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものに限る。）	サービス業を営む店舗等の区分に該当する公共的施設の全て

3 道路

区分	公共的施設	特定公共的施設
道路	（１） 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（3の2の部に掲げる公共的施設を除く。） （２） 建築基準法第42条第1項第2号から第5号までに規定する道路又は同条第2項に規定する道路 （３） 世田谷区公共物管理条例（平成14年3月世田谷区条例第29号）第2条第1号に規定する道路又は同条第2号若	道路の区分に該当する公共的施設の全

	しくは第3号に規定する水路を使用した通路で、不特定かつ多数の者が利用するもの（世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）別表第1の4の部に規定する緑道を除く。） （4） 世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例（昭和57年3月世田谷区条例第29号）第3条の規定による助成の対象となる私道	
--	--	--

3の2 特定道路

区分	公共的施設	特定公共的施設
特定道路	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第10号の特定道路	特定道路の区分に該当する公共的施設の全て

4 公園

区分	公共的施設	特定公共的施設
1 公園、緑地等	（1） 都市計画法（昭和43年法律第100号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）、都市再開発法（昭和44年法律第38号）又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）の規定による公園 （2） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童遊園 （3） 世田谷区立公園、世田谷区立身近な広場、世田谷区立区民農園又は世田谷区立土と農の交流園 （4） 世田谷区建築物の建築に係る住環	公園、緑地等の区分に該当する公共的施設の全て

	境の整備に関する条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第15号）別表第4に規定する広場状空地又はアーケード、ピロティ等であって広場状のもの（著しく狭小なものを除く。）	
2 庭園	庭園（寺社等に附属するもの、美術館、博物館等に附属するもの又は冠婚葬祭施設等に附属するものを除く。）	庭園の区分に該当する公共的施設の全
3 動物園、植物園又は遊園地	(1) 動物園又は植物園（大学、研究所等が学術研究を目的として設置するものを除く。） (2) 遊園地	動物園、植物園又は遊園地の区分に該当する公共的施設の全て

5 公共交通施設

区分	公共的施設	特定公共的施設
公共交通施設	(1) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項に規定する鉄道施設又はこれに関連する施設で、利用者の用に供するもの (2) 軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道の施設又はこれに関連する施設で、利用者の用に供するもの (3) 世田谷区立自転車等駐車場、世田谷区立レンタサイクルポート又は鉄道事業者若しくはその関係団体が設置する自転車等駐車場若しくはレンタサイクル施設 (4) 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用	公共交通施設の区分に該当する公共的施設の全て

	に供する施設又はこれに関連する施設 で、利用者の用に供するもの (5) その他これらに類する施設	
--	--	--

6 路外駐車場

区分	公共的施設	特定公共的施設
路外駐車場	路外駐車場（駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場で、建築物及び小規模建築物に該当しないものに限る。）	路外駐車場の区分に該当する公共的施設（自動車の駐車のために供する部分の面積の合計が250平方メートル以上で、かつ、駐車可能台数が20台以上のものに限る。）

備考 1の部及び2の部の床面積は、改修する場合にあっては、改修に係る部分の床面積をいう。

別表第2 建築物に関する整備基準（第11条関係）

整備項目	整備基準
1 移動等円滑化経路等	(1) 次に掲げる経路は、それぞれ1以上（エに定める経路については、その全てのもの）を高齢者、障害者等が円滑に利用することができる経路（以下この表において「移動等円滑化経路等」という。）とすること。 ア 建築物に、利用居室等（不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室その他の室をいう。以下この表において同じ。）を設ける場合における道等から当該利用居室等までの経路（当該利用居室等にこの表の18の項及び次表の16の項に定める観覧席又は客席がある場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。） イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（17の項に規定する車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。）を設ける場合における利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室等にこの表の18の項及び次表の16の項に定める観覧席又は客席がある場合にあっては、車椅子使用者用経路を含

	む。) ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合における当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路（当該利用居室等にこの表の18の項及び次表の16の項に定める観覧席又は客席がある場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。） エ 建築物が公共用歩廊である場合におけるその一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。） (2) 移動等円滑化経路等上に、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
2 出入口	(1) 移動等円滑化経路等を構成する出入口は、次に掲げるものとすること。 ア 幅は、85センチメートル以上とすること（イに掲げるもの並びにエレベーターの籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）及び昇降路の出入口に設けられるものを除く。）。 イ 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100センチメートル以上とすること。 ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 (2) 直接地上へ通ずる出入口（移動等円滑化経路等を構成する出入口を除く。）のうち1以上は、次に掲げるものとすること。 ア 幅は、85センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
3 廊下等	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものとすること。

ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

イ 階段の上端及び下端又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在を警告するために、点状ブロック等（床面等に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別することができるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、当該廊下等の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。

（ア） 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの

（イ） 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの

ウ 階段、傾斜路等（以下「階段等」という。）の下においては、安全に歩行するために必要な高さ及び空間を確保すること。階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講ずること。

（2） 移動等円滑化経路等を構成する廊下等は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

ア 幅は、140センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ウ 授乳及びおむつ交換をすることができる場所を1以上設け、ベビーベッド、いす等の設備を適切に配置するとともに、その付近に、その旨の表示を行うこと（他に授乳及びおむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。）。なお、表示は、高齢者、障害者

	等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。
4 階段	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものとする。 ア 踊り場を含めて、連続して手すりを設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。 エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 オ 段がある部分の上端及び下端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場が250センチメートル以下の直進のものである場合は、この限りでない。 カ 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合は、この限りでない。 キ 踏面及びけあげの寸法は、それぞれ一定とすること。 (2) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段のうち1以上は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。 ア 踊り場を含めて、両側に連続して手すりを設けること。 イ けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。 ウ 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅（10センチメートルを限度とする。）は、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。

	(3) 前号の規定は、6の項に定める要件を満たすエレベーター及びその乗降ロビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。
5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路は、次に掲げるものとする。 ア 手すりを設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。 エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。 (ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの (イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの (ウ) 直進で長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるもの (2) 移動等円滑化経路等を構成する傾斜路は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。 ア 幅は、階段に代わるものにあつては140センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 イ 勾配は、12分の1を超えないこと。 ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。 エ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 オ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができ

	る水平部分を設けること。 カ 傾斜路の折返し部分には、長さ150センチメートル以上の水平部分を設けること。
6 エレベーター及びその乗降ロビー	移動等円滑化経路等を構成するエレベーター（次項に定めるものを除く。以下この項において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。 ア 籠は、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階に停止すること。 イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、当該エレベーターを設ける建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超える場合にあっては、90センチメートル以上とすること。 ウ 籠の内部については、次に掲げるものとする。 （ア） 奥行きは、135センチメートル以上とすること。 （イ） 幅は、140センチメートル以上とし、車椅子の転回に支障がない構造とすること。ただし、構造上やむを得ない場合において、車椅子で利用することができる機種を設置する場合は、この限りでない。 （ウ） 当該エレベーターを設ける建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超える場合にあっては、幅は、160センチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターで車椅子使用者が円滑に利用することができるもの又は15人乗り寝台用エレベーターを設置する場合は、この限りでない。 エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。また、当該エレベーター付近に階段等を設ける場合には、利用者の安全を確保するため、乗降ロビーに転落防止対策を講ずること。 オ 籠の内部及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。また、次に掲げる方法により、視覚障害

	者が円滑に操作することができる構造の制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）を設けること。 （ア） 文字等の浮き彫り （イ） 音による案内 （ウ） 点字及び（ア）又は（イ）に類するもの カ 籠の内部に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。また、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 キ エレベーターの籠及び昇降路の出入口の戸には、籠の中を見通すことができるガラス窓を設けること。ただし、常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合又は聴覚障害者へ情報を伝える装置を設ける場合は、この限りでない。 ク 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。また、籠の内部又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。 ケ 乗降ロビーの制御装置に近接する部分には、点状ブロック等を敷設すること。 コ アからケまでに掲げるもののほか、高齢者、障害者等が支障なく利用することができる構造とすること。
7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	移動等円滑化経路等を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件（平成18年国土交通省告示第1492号。以下「平成18年国土交通省告示第1492号」という。）第1第1号に規定するエレベーターその他の昇降機をいう。）は、次に掲げるものとする。 ア 特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1413号。以下「平成12年建設省告示第1413号」という。）第1第9号に規定するものとする。

	ること。 イ 籠の幅は、70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは、120センチメートル以上とすること。 ウ 車椅子使用者が籠の内部で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きを十分に確保すること。
8 便所	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は次に掲げるものとする。 ア 出入口及び床面に段差を設けないこと。 イ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 (2) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の数及び配置は、次に掲げるものとする。 ア 次に掲げる建築物における不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の数は、これらの者が利用する階（イに掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。 (ア) 病院又は診療所（患者の収容施設を有するものに限る。） (イ) 診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。）のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ウ) 助産所、施術所又は 薬局（医薬品の販売業を併せて行うものを除く。）のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (エ) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 (オ) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設 (カ) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設 (キ) 学校その他これらに類する施設 (ク) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する

	建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの (ケ) 自動車の駐車のための施設又は自動車の停留のための施設 (一般公共の用に供されるものに限る。)のうち床面積の合計が500平方メートル以上のもの (コ) 自動車修理工場又は 自動車洗車場のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (サ) 自動車教習所のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (シ) 給油取扱所のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ス) 公衆便所 (セ) 区民会館、区民センター又は区立地区会館 (ソ) 公会堂及び集会場・冠婚葬祭施設（1の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。）その他これらに類する施設 (タ) 集会場・冠婚葬祭施設（すべての集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。）のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (チ) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ツ) 卸売市場のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの (テ) 飲食店のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ト) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ナ) 一般ガス事業、一般電気事業又は電気通信事業の用に供する営業所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもののうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの
--	---

	(ニ) ホテル、旅館その他これらに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (ヌ) 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (ネ) 博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設 (ノ) 展示場又はこれに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (ハ) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (ヒ) キャバレー、料理店、ナイトクラブ又はダンスホールその他これらに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (フ) 公衆浴場又はこれに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (ヘ) 事務所（他の施設に附属するものを除く。）のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの (ホ) 工場（自動車修理工場を除く。）又はこれに類する施設のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの (マ) 公共用歩廊のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの (ミ) 地下街又はこれに類する施設のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの (ム) 複合施設のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの イ 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階として除くものは、次に掲げるものとする。 (ア) 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位
--	--

置にあるもの

(イ) 不特定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階

ウ 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定若しくは多数の者又は高齢者、障害者等が利用する上で支障がない位置に設けること。

(3) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所には、次に掲げる車椅子使用者用便房（男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設けること。

ア 前号の規定により同号に規定する便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（次に掲げる（ア）の場合にあっては、（ア）に定める数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる（イ）の場合は、この限りでない。

（ア）当該階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積の区分に応じ、次のA又はBに定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける前号に規定する便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数をを超える場合にあっては、当該便所の数とすること。

A 便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下の場合 2

B 便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超える場合
当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数（その

- 数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)
- (イ) 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。
- A 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を 1 以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ 1 以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合
- B 便所設置階の前号に規定する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の同号に規定する便所に設ける場合
- C 次の a 又は b に掲げる便所設置階の区分に応じ、当該 a 又は b に定める場合
- a 男子用の前号に規定する便所のみを設ける便所設置階
 同号に規定する便所のうち 1 以上（当該便所設置階の床面積が 10,000 平方メートルを超える場合にあっては、（ア）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を 1 以上設ける場合
- b 女子用の前号に規定する便所のみを設ける便所設置階
 同号に規定する便所のうち 1 以上（当該便所設置階の床面積が 10,000 平方メートルを超える場合にあっては、（ア）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を 1 以上設ける場合
- D 床面積が 1,000 平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が 1,000 平方メートル未満の階の床面積の合計に 1,000 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（1,000 平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける前号に規定する便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える

場合にあつては、当該階数に相当する数）にア本文の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（（イ）Aに規定する施設が（イ）Aに規定する位置にある場合にあつては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の前号に規定する便所及び女子用の同号に規定する便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合

イ 前号に定めるもののほか、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上は、車椅子使用者用便房を1以上設けること。

ウ 車椅子使用者用便房は、次に掲げる構造のものとすること。

（ア）腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。

（イ）車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

（ウ）車椅子使用者用便房以外の便房に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。

（エ）車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。

（4）不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。

ア 便所内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

	イ 便所内に、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 ウ 便所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。）。) エ 便所内に車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の便所とすること。 （ア）大便器は、1以上を腰掛式の大便器とすること。 （イ）（ア）の規定により設けられた大便器のある便房の1以上に、手すりを設けること。 オ 便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の便所とすること。 （ア）小便器は、1以上を床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。 （イ）（ア）の規定により設けられた小便器の1以上の付近に、手すりを設けること。 （5）第3号ウ（エ）及び前号アからウまでの表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。)
9 敷地内の通路	（1）不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 イ 段がある部分は、次に掲げるものとする。 （ア）手すりを設ける。 （イ）踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の

差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。

(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(エ) 段がある部分の上端及び下端には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。点状ブロック等の敷設が利用上特に支障をきたす場合には、仕上げの色を変えるなどの代替措置により段を識別しやすくすること。

ウ 傾斜路は、次に掲げるものとする。

(ア) 手すりを設けること。

(イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。

エ 階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さ及び空間を確保すること。階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講ずること。

(2) 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

ア 幅は、140センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ウ 排水溝、集水ます等を設けないこと。建築物の配置上やむを得ず設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障のないものとする。

エ 傾斜路は、次に掲げるものとする。

(ア) 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

	(イ) 勾配は、20分の1を超えないこと。 (ウ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 (エ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。 (オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。
10 駐車場	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、車椅子使用者が、当該駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合は、この限りでない。 ア 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合 イ アに規定する駐車場及びアに規定する駐車場以外の不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合であつて、次に掲げる基準に適合する場合 (ア) 当該アに規定する駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。 (イ) 当該アに規定する駐車場に設ける駐車施設の数（当該アに規定する駐車場を2以上設ける場合にあつては、当該アに規定する駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この(イ)において同じ。）及び当該アに規定する駐車場以外の不特定若しくは多数の者が利用し、又

	は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が、当該アに規定する駐車場に設ける駐車施設の数及び当該アに規定する駐車場以外の不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）の合計数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上であること。 (2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）までの移動等円滑化経路等の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 ウ 床面又は地面は平たんとし、敷地の形態上やむを得ない場合を除き、水平とすること。 (3) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの移動等円滑化経路等についての誘導表示を設けること。なお、誘導表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。
11 標識	移動等円滑化の措置（整備基準等に基づき生活環境の整備を行うことをいう。以下同じ。）がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設があることを表示する

	次に掲げる要件を満たす標識を設けること。 ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。 イ 表示すべき内容が容易に識別することができるものとする （当該内容が日本産業規格 Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。）。
12 案内設備	(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。 (2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置について、次に掲げる方法により、視覚障害者に示すための設備を設けること。 ア 文字等の浮き彫り イ 音による案内 ウ 点字及びア又はイに類するもの (3) 案内所を設ける場合には、前 2 号の規定は適用しない。
13 案内設備までの経路	(1) 道等から前項第 2 号に規定する設備又は同項第 3 号の案内所までの経路は、そのうち 1 以上を、視覚障害者が円滑に利用することができる経路（以下「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）とすること。ただし、建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認することができ、かつ、道等から当該出入口までの経路が次号に定める要件を満たすものである場合は、この限りでない。 (2) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものとする。 ア 視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面等に敷設されるブロックその他これに類

	するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別することができるものをいう。）及び点状ブロック等（以下これらを「視覚障害者誘導用ブロック」という。）を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。 イ 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。 （ア） 車路に近接する部分 （イ） 段がある部分の上端及び下端に近接する部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（次に掲げる部分を除く。） a 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分 b 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分 c 段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等の部分
14 浴室及びシャワー室	（1） 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室（宿泊施設の客室に設けられるものを除く。以下この項において「浴室等」という。）を設ける場合には、床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 （2） 浴室等のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。 ア 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。 イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。 ウ 出入口は、次に掲げるものとする。 （ア） 幅は、85センチメートル以上とすること。

	(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
15 洗面所等	(1) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する洗面所（宿泊施設の客室に設けられるものを除く。以下この項において同じ。）を設ける場合には、次に掲げるものとする。 ア 床面には、段差を設けないこと。 イ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 ウ 次号に定める要件を満たす洗面器又は手洗い器を1以上設けること。 (2) 洗面所以外の場所に不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する洗面器又は手洗い器を設ける場合には、次に掲げるものとする（同一の場所に複数設ける場合は、1以上を次に掲げるものとする）。 ア 下部の空間を車椅子を使用した状態で車椅子使用者のひざ及び足先を入れることができるようにする等車椅子使用者等の利用に配慮した構造とすること。 イ 左右にカウンター又は手すりを設けること。
16 更衣室及び脱衣室	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する更衣室及び脱衣室を設ける場合には、次に掲げるものとする。 ア 床面には、段差を設けないこと。 イ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 ウ 必要な場所に手すりを設けること。
17 宿泊施設の客室	(1) 宿泊施設には、車椅子使用者用客室を、当該宿泊施設の全客室数が200以下の場合は当該客室数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、全客室数が200を超える場合は当該客室数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端

数が生じたときは、これを切り上げて得た数)に2を加えた数以上設けること。

(2) 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものとする。

ア 便所は、次に掲げるものとする。

(ア) 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

(イ) 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を設けること。

a 腰掛式の大便器、手すり等を適切に配置すること。

b 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。

(ウ) 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものとする。

a 幅は、80センチメートル以上とすること。

b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

イ 浴室、シャワー室及び洗面所は、次に掲げるものとする。

(ア) 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして次に掲げる構造とすること。

a 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。

b 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。

(ウ) 出入口は、アの(ウ)に掲げるものとする。

ウ 車椅子使用者用客室内の必要な場所に手すりを設けること。

エ 車椅子使用者用客室内の必要な場所に車椅子を回転することができる空間を確保すること。

オ 車椅子使用者用客室内の必要な場所に非常用押しボタンを設置すること。

	カ 高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備又は装置を設置すること。 (3) 一般客室（和室部分を除く。）は、次に掲げるものとする。 ア 一般客室の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 イ 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、75センチメートル以上（一般客室の床面積（和室部分及び同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く。エにおいて同じ。）が15平方メートル未満の場合にあっては、70センチメートル以上）とすること。 ウ 一般客室内（同一客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。）には、階段又は段を設けないこと。ただし、次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める部分を除く。 (ア) 同一客室内に複数の階がある場合 当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分 (イ) 勾配が12分の1を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分 (ウ) 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分 エ イの規定に該当する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの（当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合にあっては、当該出入口を除く当該場所の1以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するもの）の幅は、100センチメートル以上（一般客室の床面積が15平方メートル未満の場合にあっては、80センチメートル以上）とすること。
18 観覧席及び客席	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合には、次に掲げるものとするこ

と。

(1) 車椅子使用者用部分の数は、次に掲げるものとする。

ア 当該観覧席又は客席の各階には、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める数以上の車椅子使用者用部分を設けること。

(ア) 当該階に設ける座席の数が266以下の場合 2

(イ) 当該階に設ける座席の数が266を超える場合 当該座席の数に400分の3を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

イ 当該観覧席又は客席には、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める数以上の車椅子使用者用部分を設けること。

(ア) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が100以下の場合 2

(イ) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が100を超え、200以下の場合 当該座席の数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

(ウ) 当該観覧席又は客席に設ける座席の数が200を超える場合 当該座席の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数

(2) 車椅子使用者用部分の基準は、次に掲げるものとする。

ア 幅は90センチメートル以上とすること。

イ 奥行きは、135センチメートル以上とすること。

ウ 床は、平らとすること。

エ 車椅子使用者のサイトライン（可視線）に配慮した位置に設けること。

オ 各車椅子使用者用部分に対して、それぞれ1以上の同伴者用の座席又はスペースを、当該車椅子使用者用部分の横に隣接して設けること。

カ 2以上の車椅子使用者用部分を横に隣接して設けること。この場合において、車椅子使用者用部分の間に設けられるものがオの同伴者用の座席又はスペースのみであるときは、当該車椅子使用者用部

	分は、隣接しているものとみなす。 (3) 車椅子使用者用部分の位置は、次に掲げるものとする。 ア 当該階に設ける座席の数が400を超える場合 車椅子使用者用部分の間（前号オ及びカの規定により隣接させた車椅子使用者用部分の間を除く。）のうち1以上に縦通路が存するよう分散すること。 イ 当該階に設ける座席の数が1,000を超える場合 アに定めるところによるほか、車椅子使用者用部分の間のうち1以上に横通路が存するよう分散すること。この場合において、同一の横通路に接して複数の車椅子使用者用部分を設けたものにあつては、分散していないものとみなす。 (4) 集団補聴設備等の高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備又は装置を設置すること。
19 公共的通路	公共的通路（都市計画法、建築基準法又は世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成13年12月世田谷区条例第68号。以下「住環境条例」という。）の規定に基づき、建築物内及び当該建築物の敷地内に設ける公共の用に供する空地のうち、専ら歩行者の通行の用に供する通路部分をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。 ア 歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物外部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるものとする。 (ア) 通路の幅は、200センチメートル以上（都市計画法、建築基準法又は住環境条例で別に定める有効幅員がある場合は、当該有効幅員以上）とし、通行に支障がない高さ及び空間を確保すること。 (イ) 通路面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件を満たす傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める要件を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合又は道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。 a 手すりを設けること。

- b その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする
こと。
 - c 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、
段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。
 - d 勾配は、20分の1を超えないこと。
 - e 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り
場を設けること。
 - f 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。
 - g 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することが
できる平坦な部分を設けること。
- (ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (エ) 当該公共的通路と連続する敷地外の道路、公共的通路等に視
覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確
保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路
の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合には、当該歩道
状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。
- (オ) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。
- a 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。
 - b 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の
差が大きいことにより段を容易に識別することができるもの
とすること。
 - c 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設け
ない構造とすること。
 - d 段がある部分の上端及び下端に近接する通路の部分並びに
段がある部分の上端及び下端に近接する踊り場（250センチメ
ートル以下の直進のものを除く。）の部分には、視覚障害者に

対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。

e 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合は、この限りでない。

f けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。

g 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅（10センチメートルを限度とする。）は、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。

イ 屋内貫通通路、アトリウム等の建築物内部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるものとする。

（ア） 通路部分の幅は、200センチメートル以上（都市計画法、建築基準法又は住環境条例で別に定める有効幅員がある場合は、当該有効幅員以上）とし、当該部分の天井の高さを250センチメートル以上とすること。

（イ） 通路面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件を満たす傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める要件を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合又は道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。

a 手すりを設けること。

b その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。

c 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端

に近接するもの又は直進で長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるものについては、この限りでない。

d 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

e 勾配は、12分の1を超えないこと。

f 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。

g 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。

h 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる水平部分を設けること。

(ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(エ) 当該公共的通路と連続する道路、建築物外の公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

(オ) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。

a 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。

b 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。

c 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

d 段がある部分の上端及び下端に近接する通路の部分並びに段がある部分の上端及び下端に近接する踊り場（250センチメートル以下の直進のものを除く。）の部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。

e 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合は、こ

	の限りでない。 f けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。 g 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅（10センチメートルを限度とする。）は、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。
20 光警報装置	便所、授乳室、宿泊施設の客室、更衣室又は貸し会議室を設ける場合には、自動火災報知機と連動した光警報装置をこれらの部屋ごとに1以上設け、その旨を表示すること。なお、表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。

備考

- 1 この表は、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用する。
- 2 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により9の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号アの規定の適用については、同号ア中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

別表第3 建築物に関する遵守基準（第11条関係）

整備項目	遵守基準
1 移動等円滑化経路等	(1) 次に掲げる経路は、それぞれ1以上（エに定める経路については、その全てのもの）を高齢者、障害者等が円滑に利用することができる経路（以下この表において「移動等円滑化経路等」という。）とすること。 ア 建築物に、利用居室（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室をいう。以下この表において同じ。）を設ける場合における道等から当該利用居室までの経路（当該利用居室に別表第2の18の項及びこの表の16の項に定める観覧席又は客席がある場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）（幼稚園、保育所及び母子生活支援施設、理髪店、クリーニング取次店、質屋及び

	貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗並びに中規模建築物（診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。）又は別表第1の1の部9の項公共的施設の欄第1号、10の項及び11の項公共的施設の欄第1号に掲げる建築物であって、その用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ200平方メートル以上500平方メートル未満のものをいう。以下この表において同じ。）にあっては、直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。） イ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。）を設ける場合における利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室に別表第2の18の項及びこの表の16の項に定める観覧席又は客席がある場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。） ウ 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合における当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路（当該利用居室に別表第2の18の項及びこの表の16の項に定める観覧席又は客席がある場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。） エ 建築物が公共用歩廊である場合におけるその一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。） （2） 移動等円滑化経路上に、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
2 出入口	移動等円滑化経路等を構成する出入口は、次に掲げるものとする。 ア 幅は、85センチメートル以上とすること（イに掲げるもの並びにエレベーターの籠及び昇降路の出入口に設けられるものを除く。）。 イ 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100センチメートル以上とするこ

	と。 ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
3 廊下等	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものとする。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 イ 階段の上端又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在を警告するために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該廊下等の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。 (ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの (イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの (ウ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるもの ウ 階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さ及び空間を確保すること。階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講ずること。 (2) 移動等円滑化経路等を構成する廊下等は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。 ア 幅は、140センチメートル以上（中規模建築物にあっては、90センチメートル以上）とする。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ウ 階段の下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用

	し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、点状ブロック等を敷設すること(中規模建築物若しくは主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合又は点状ブロック等の敷設が施設の利用者に特に支障をきたす場合を除く。))。 エ 次に掲げる建築物で、(ア)から(ク)までについては床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの、(ケ)については区長が別に定めるものにあつては、授乳及びおむつ交換をすることができる場所を1以上設け、ベビーベッド、いす等の設備を適切に配置するとともに、その付近に、その旨の表示を行うこと(他に授乳及びおむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。))。 (ア) 病院又は診療所(患者の収容施設を有するものに限る。) (イ) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 (ウ) 公会堂、集会場、冠婚葬祭施設その他これらに類する施設 (エ) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 (オ) ホテル、旅館その他これらに類する施設 (カ) 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設 (キ) 博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設 (ク) 展示場又はこれに類する施設 (ケ) 複合施設
4 階段	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものとする。 ア 踊り場を除き、手すりを設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。 エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 オ 段がある部分の上端に近接する踊り場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、

	視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。 ただし、当該踊り場が主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるものである場合又は段がある部分と連続して手すりを設けているものである場合においては、この限りでない。 カ 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合は、この限りでない。 (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段のうち1以上は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるもの（中規模建築物にあっては、アに掲げるものに限る。）とすること。 ア 踊り場に手すりを設けること。 イ けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とし、それぞれ一定とすること。 ウ 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅（10センチメートルを限度とする。）は、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。 (3) 前号の規定は、6の項第1号に定める要件を満たすエレベーター及びその乗降ロビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。
5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路は、次に掲げるものとすること。 ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとすること。 エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。

ただし、当該踊り場の部分が次に掲げるものである場合は、この限りでない。

(ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの

(イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの

(ウ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

(エ) 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるもの

(2) 移動等円滑化経路等を構成する傾斜路は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるもの（中規模建築物にあっては、エからカまでに掲げるものを除く。）とすること。

ア 幅は、階段に代わるものにあつては140センチメートル以上、階段に併設するもの及び中規模建築物に設けるものにあつては90センチメートル以上とすること。

イ 勾配は、12分の1（中規模建築物にあって、傾斜路の高さが16センチメートル以下のものについては、8分の1）を超えないこと。

ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。

エ 手すりを設けること（前号アに規定する手すりが設けられている場合を除く。）。

オ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。

カ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる水平部分を設けること。

(3) 道等及び車椅子利用者用駐車施設から一般客室までの階段又は段を設けない経路（以下「宿泊者特定経路」という。）を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものとする。

ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜

	がある部分には、手すりを設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。 エ 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 オ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。 カ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。 キ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 ク 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。
6 エレベーター及びその乗降ロビー	(1) 移動等円滑化経路等を構成するエレベーター（次項に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。 ア 籠は、利用居室、車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。）又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。 イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、当該エレベーターを設ける建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超える場合にあっては、90センチメートル以上とすること。 ウ 籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。 エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。 オ 籠の内部及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

カ 籠の内部に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

キ エレベーターの籠及び昇降路の出入口の戸には、籠の中を見通すことができるガラス窓を設けること。ただし、常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合又は聴覚障害者へ情報を伝える装置を設ける場合は、この限りでない。

ク 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

ケ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路等を構成するエレベーターにあっては、アからウまで及びオからキまでに定めるもののほか、次に掲げるものとする。

（ア） 籠の幅は、140センチメートル以上とすること。

（イ） 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。

コ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーにあっては、アからケまでに定めるもののほか、次に掲げるものとする。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものにおいては、この限りでない。

（ア） 籠の内部に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

（イ） 籠の内部及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が円滑に利用することができる位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、次のいずれかの方法により、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

a 文字等の浮き彫り

b 音による案内

c 点字及びa又はbに類するもの

（ウ） 籠の内部又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声によ

	り知らせる装置を設けること。 (2) 宿泊者特定経路を構成するエレベーター（次項に規定するものを除く。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。 ア 籠は、各一般客室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。 イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 ウ 籠の奥行きは、115センチメートル以上とすること。 エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。 オ 籠の内部及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 カ 籠の内部に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。 キ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	(1) 移動等円滑化経路等又は宿泊者特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成18年国土交通省告示第1492号第1に規定するエレベーターその他の昇降機をいう。）は、次に掲げるものとする。 ア 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するものとする。 イ 籠の幅は、70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは、120センチメートル以上とすること。 ウ 車椅子使用者が籠の内部で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きを十分に確保すること。 (2) 移動等円滑化経路等を構成する特殊な構造又は使用形態のエスカレーター（平成18年国土交通省告示第1492号第1第2号に規定するエスカレーターをいう。以下同じ。）は、通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーター

	の構造及びエスカレーターの勾(こう)配に応じた踏段の定格速度を定める件(平成12年建設省告示第1417号。以下「平成12年建設省告示第1417号」という。)第1ただし書に規定するものとする。
8 便所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所(以下この項において「不特定多数利用便所」という。)は、次に掲げるものとする。 ア 出入口及び床面に段差を設けないこと。 イ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 (2) 不特定多数利用便所の数及び配置は、次に掲げるものとする。 ア 次に掲げる建築物における不特定多数利用便所の数は、これらの者が利用する階(イに掲げる階を除く。)の階数に相当する数以上設けること。 (ア) 病院又は診療所(患者の収容施設を有するものに限る。) (イ) 診療所(患者の収容施設を有しないものに限る。)のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ウ) 助産所、施術所、薬局(医薬品の販売業を併せて行うものを除く。)のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (エ) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 (オ) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設 (カ) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設 (キ) 学校その他これらに類する施設 (ク) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの (ケ) 自動車の駐車のための施設又は自動車の停留のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)うち床面積の合計が500平方メートル以上のもの (コ) 自動車修理工場、自動車洗車場のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの

	(サ) 自動車教習所のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (シ) 給油取扱所のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ス) 公衆便所 (セ) 区民会館、区民センター又は区立地区会館 (ソ) 公会堂及び集会場・冠婚葬祭施設（1の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。）その他これらに類する施設 (タ) 集会場・冠婚葬祭施設（すべての集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。）のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (チ) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ツ) 卸売市場のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの (テ) 飲食店のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ト) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗のうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ナ) 一般ガス事業、一般電気事業又は電気通信事業の用に供する営業所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもののうち床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ニ) ホテル、旅館その他これらに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (ヌ) 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (ネ) 博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設 (ノ) 展示場又はこれに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
--	--

	(ハ) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する施設の うち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの (ヒ) キャバレー、料理店、ナイトクラブ又はダンスホールその他 これらに類する施設のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上 のもの (フ) 公衆浴場又はこれに類する施設のうち床面積の合計が1,000 平方メートル以上のもの (ヘ) 事務所（他の施設に附属するものを除く。）のうち床面積の 合計が2,000平方メートル以上のもの (ホ) 工場（自動車修理工場を除く。）又はこれに類する施設のう ち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの (マ) 公共用歩廊のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上の もの (ミ) 地下街又はこれに類する施設のうち床面積の合計が2,000平 方メートル以上のもの (ム) 複合施設のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上の もの イ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利 用する階として除くものは、次に掲げるものとする。 (ア) 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定多数利用便 所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置 にあるもの (イ) 不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等（別表第1の1の部 及び2の部の公共的施設のうち高齢者、障害者等の移動等の円滑化 の促進に関する法律第2条第19号に定める特別特定建築物（高齢 者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条第 1号に定める公立小学校等を除く。）その他これらに類する施設で ない施設にあっては多数の者）（以下この項において「不特定多数 の者等」という。）が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不
--	--

	特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階 ウ 不特定多数利用便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定多数の者等が利用する上で支障がない位置に設けること (3) 不特定多数利用便所には、次に掲げる車椅子使用者用便房（男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設けること。 ア 前号の規定により不特定多数利用便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（次に掲げる（ア）の場合にあっては、（ア）に定める数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる（イ）の場合は、この限りでない。 （ア） 当該階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積の区分に応じ、次のA又はBに定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける不特定多数利用便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数をを超える場合にあっては、当該不特定多数利用便所の数とすること。 A 便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下の場合 2 B 便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） （イ）車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。 A 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用
--	--

- 及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上)設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合
- B 便所設置階の不特定多数利用便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の不特定多数利用便所に設ける場合
- C 次のa又はbに掲げる便所設置階の区分に応じ、当該a又はbに定める場合
- a 男子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち1以上(当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、(ア)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上)に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
- b 女子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち1以上(当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、(ア)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上)に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
- D 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)(1,000平方メートル未満の便所設置階(車椅子使用者用便房のみを設ける不特定多数利用便所のみを設けるものを除く。)の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数)にア本文の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数((イ)Aに規定する施設が(イ)Aに規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房)の数

	を差し引いた数)以上の車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房(男子用の不特定多数利用便所及び女子用の不特定多数利用便所を設ける階に設けるものに限る。)に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房)を設ける場合 イ 前号に定めるもののほか、不特定多数利用便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上は、車椅子使用者用便房を1以上設けること。 ウ 車椅子使用者用便房は、次に掲げる構造のものとすること。 (ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 (ウ) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。 (4) 不特定多数利用便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものとすること。 ア 便所内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 イ 次に掲げる建築物で(ア)から(サ)までについては床面積の合計が200平方メートル以上のもの、(シ)から(タ)までについては床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの、(チ)については床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの、(ツ)については区長が別に定めるものの便所内に、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 (ア) 病院、診療所、助産所、施術所その他これらに類する施設 (イ) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 (ウ) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設
--	--

	(エ) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設 (オ) 学校 (カ) 公会堂及び集会場・冠婚葬祭施設（1の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。）その他これらに類する施設 (キ) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 (ク) 飲食店 (ケ) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 (コ) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの (サ) 博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設 (シ) ホテル、旅館その他これらに類する施設 (ス) 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類する施設 (セ) 展示場又はこれに類する施設 (ソ) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する施設 (タ) 集会場・冠婚葬祭施設（すべての集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。） (チ) 地下街又はこれに類する施設 (ツ) 複合施設 ウ イに掲げる建築物で(ア)から(タ)までについては床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの、(チ)については床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの、(ツ)については区長が別に定めるものの便所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換をすることができる場所を設ける場合を除く。）。 エ 便所内に車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の便所とすること。 (ア) 大便器は、1以上を腰掛式の大便器とすること。 (イ) (ア)の規定により設けられた大便器のある便房の1以上に、
--	--

	手すりを設けること。 オ 便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち 1 以上は、次に掲げる構造の便所とすること。 (ア) 小便器は、1 以上を床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。 (イ) (ア) の規定により設けられた小便器の 1 以上の付近に、手すりを設けること。 (5) 第3号ウ（ウ）及び前号アからウまでの表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格 Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。）。
9 敷地内の通路	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 イ 段がある部分は、次に掲げるものとする。 (ア) 手すりを設けること。 (イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。 (ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 ウ 傾斜路は、次に掲げるものとする。 (ア) 勾配が12分の 1 を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の 1 を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 (イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。 エ 階段等においては、安全に歩行するために必要な高さ及び空間

	を確保すること。階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講ずること。 (2) 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。 ア 幅は、140センチメートル以上（中規模建築物にあっては、90センチメートル以上）とする。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ウ 排水溝、集水ます等を設けないこと。建築物の配置上やむを得ず設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障のないものとする。 エ 傾斜路は、次に掲げるものとする。 (ア) 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するもの及び中規模建築物に設けるものにあつては90センチメートル以上とする。 (イ) 勾配は、20分の1（中規模建築物にあって、傾斜路の高さが16センチメートルを超え75センチメートル以下のものは12分の1、当該高さが16センチメートル以下のものは8分の1）を超えないこと。 (ウ) 手すりを設けること。 (エ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 (オ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。ただし、中規模建築物にあっては、この限りでない。
10 駐車場	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場（以下この項において「不特定多数利用駐車場」という。）を設ける場合には、次に掲げる数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。

ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号において同じ。）が200以下のときは、当該駐車可能台数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上

イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超えるときは、当該駐車場に設ける駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上

(2) 前号の規定は、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合は、適用しないこと。

ア 不特定多数利用駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（以下この項において「不特定多数利用機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合

イ 不特定多数利用機械式駐車場及び当該不特定多数利用機械式駐車場以外の不特定多数利用駐車場を設ける場合であって、次に掲げる基準に適合する場合

(ア) 当該不特定多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。

(イ) 当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該不特定多数利用機械式駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該不特定多数利用駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が前号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上であること。

ウ 改修を行う場合であって、次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応

じ、当該(ア)又は(イ)に定める数以上の車椅子利用者用駐車施設を不特定多数利用駐車場に設ける場合

(ア) 当該改修に係る部分に不特定多数利用駐車場を設ける場合 次の

A又はBに掲げる場合の区分に応じ、当該A又はBに定める数

A 当該改修に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数（当該改修に係る部分に不特定多数利用駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。以下このA及びBにおいて同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

B 当該改修に係る部分に設ける不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数

(イ) 当該改修に係る部分に不特定多数利用駐車場を設けない場合 1

(3) 車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。

ア 幅は、350センチメートル以上とすること。

イ 当該車椅子利用者用駐車施設から利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）までの移動等円滑化経路等の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

ウ 床面又は地面は平坦とし、敷地の形態上やむを得ない場合を除き、水平とすること。

(4) 不特定多数利用駐車場に車椅子利用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子利用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子利用者用駐車施設から利用居室までの移動等円滑化経路等についての誘導表示を設けること。なお、誘導表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。

(5) 中規模建築物にあっては、前各号の規定は適用しない。

11 標識	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設があることを表示する次に掲げる要件を満たす標識を設けること。 ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。 イ 表示すべき内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格 Z8210 に定められているときは、これに適合すること。）。
12 案内設備	(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。 (2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置について、次に掲げる方法により、視覚障害者に示すための設備を設けること。 ア 文字等の浮き彫り イ 音による案内 ウ 点字及びア又はイに類するもの (3) 案内所を設ける場合には、前 2 号の規定は適用しない。
13 案内設備までの経路	(1) 道等から前項第 2 号に規定する設備又は同項第 3 号の案内所までの経路（不特定かつ多数のものが利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち 1 以上を、視覚障害者移動等円滑化経路とすること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 ア 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認することができ、かつ、道等から当該出入口までの経路が次号に定める要件を満たすものである場合

	イ 道等から案内設備までの経路が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合 (2) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものとする。 ア 視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、視覚障害者誘導用ブロックを適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がある風除室内においては、この限りでない。 イ 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。 (ア) 車路に近接する部分 (イ) 段がある部分の上端又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（次に掲げる部分を除く。） a 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分 b 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分 c 段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等の部分
14 浴室及びシャワー室	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室（宿泊施設の客室に設けられるものを除く。以下この項において「浴室等」という。）を設ける場合には、床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 (2) 浴室等のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。 ア 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。 イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。

	ウ 出入口は、次に掲げるものとする。 (ア) 幅は、85センチメートル以上とすること。 (イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
15 宿泊施設の客室	(1) 宿泊施設には、当該宿泊施設の全客室数が50以上の場合は、車椅子使用者用客室を客室の総数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上設けること。 (2) 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものとする。 ア 便所は、次に掲げるものとする。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房が設けられたものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。 (ア) 便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を設けること。 a 腰掛式の大便器、手すり等を適切に配置すること。 b 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。 (イ) 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものとする。 a 幅は、80センチメートル以上とすること。 b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 イ 浴室及びシャワー室は、次に掲げるものとする。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する次に掲げる要件を満たす浴室及びシャワー室が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。

- (ア) 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして次に掲げる構造とすること。
- a 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。
 - b 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。
- (イ) 出入口は、アの(イ)に掲げるものとする。
- (3) 一般客室は、次に掲げるものとする。
- ア 宿泊者特定経路を1以上確保すること。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
- イ 一般客室（和室部分を除く。ウ及びエにおいて同じ。）の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- ウ 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、75センチメートル以上（一般客室の床面積（和室部分及び同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く。オにおいて同じ。）が15平方メートル未満の場合にあっては、70センチメートル以上）とすること。
- エ 一般客室内（同一客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。）には、階段又は段を設けないこと。ただし、次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合に依り、当該(ア)から(ウ)までに定める部分を除く。
- (ア) 同一客室内に複数の階がある場合 当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分
- (イ) 勾配が12分の1を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分
- (ウ) 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分
- オ ウの規定に該当する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの（当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これら

	に類する場所が設けられている場合にあっては、当該出入口を除く当該場所の1以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するもの)の幅は、100センチメートル以上(一般客室の床面積が15平方メートル未満の場合にあっては、80センチメートル以上)とすること。 カ その宿泊者特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特性によりアの規定によることが困難である場合におけるアの規定の適用については、ア中「宿泊者特定経路」とあるのは、「そのホテル又は旅館の車寄せ及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの階段又は段を設けない経路」とする。 キ 宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部が移動等円滑化経路等又はその一部となる場合にあっては、当該宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部については、ア及びカの規定は適用しない。
16 観覧席及び客席	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合には、次に掲げるものとする。 (1) 車椅子使用者用部分の数は、次に掲げるものとする。 ア 当該観覧席又は客席の各階には、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める数以上の車椅子使用者用部分を設けること。 (ア) 当該階に設ける座席の数が266以下の場合 2 (イ) 当該階に設ける座席の数が266を超える場合 当該座席の数の400分の3を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数) (2) 車椅子使用者用部分の基準は、次に掲げるものとする。 ア 幅は、90センチメートル以上とすること。 イ 奥行きは、135センチメートル以上とすること。 ウ 床は、平らとすること。 エ 車椅子使用者のサイトライン(可視線)に配慮した位置に設けること。 オ 各車椅子使用者用部分に対して、それぞれ1以上の同伴者用の座席又はスペースを、当該車椅子使用者用部分の横に隣接して設けるこ

	と。 カ 2以上の車椅子使用者用部分を横に隣接して設けること。この場合において、車椅子使用者用部分の間に設けられるものがオの同伴者用の座席又はスペースのみであるときは、当該車椅子使用者用部分は、隣接しているものとみなす。 (3) 車椅子使用者用部分の位置は、次に掲げるものとする。 ア 当該階に設ける座席の数が400を超える場合 車椅子使用者用部分の間（前号オ及びカの規定により隣接させた車椅子使用者用部分の間を除く。）のうち1以上に縦通路が存するよう分散すること。 イ 当該階に設ける座席の数が1,000を超える場合 アに定めるところによるほか、車椅子使用者用部分の間のうち1以上に横通路が存するよう分散すること。この場合において、同一の横通路に接して複数の車椅子使用者用部分を設けたものにあつては、分散していないものとみなす。 (4) 集団補聴設備等の高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備又は装置を設置すること。
17 公共的通路	公共的通路の1以上は、次に掲げるものとする。 ア 歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物外部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるものとする。 (ア) 通路の幅は、200センチメートル以上（都市計画法、建築基準法又は住環境条例で別に定める有効幅員がある場合は、当該有効幅員以上）とし、通行に支障がない高さ及び空間を確保すること。 (イ) 通路面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件を満たす傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める要件を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合又は道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。 a 手すりを設けること。 b その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと

によりその存在を容易に識別することができるものとする。

c 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

d 勾配は、20分の1を超えないこと。

e 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。

f 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。

g 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

(ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

(エ) 当該公共的通路と連続する敷地外の道路、公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。

(オ) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。

a 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。

b 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。

c 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

d 段がある部分の上端及び下端に近接する通路の部分並びに段がある部分の上端及び下端に近接する踊り場（250センチメートル以下の直進のものを除く。）の部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。

e 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合は、この限

りでない。

f けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。

g 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅（10センチメートルを限度とする。）は、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。

イ 屋内貫通通路、アトリウム等の建築物内部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるものとする。

（ア） 通路部分の幅は、200センチメートル以上（都市計画法、建築基準法又は住環境条例で別に定める有効幅員がある場合は、当該有効幅員以上）とし、当該部分の天井の高さを250センチメートル以上とすること。

（イ） 通路面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件を満たす傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める要件を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合又は道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。

a 手すりを設けること。

b その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。

c 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は直進で長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるものについては、この限りでない。

d 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

e 勾配は、12分の1を超えないこと。

f 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。

g 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。

h 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる水平部分を設けること。

(ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(エ) 当該公共的通路と連続する道路、建築物外の公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

(オ) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。

a 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。

b 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。

c 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

d 段がある部分の上端及び下端に近接する通路の部分並びに段がある部分の上端及び下端に近接する踊り場（250センチメートル以下の直進のものを除く。）の部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。

e 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合は、この限りでない。

f けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。

g 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅（10センチメートルを限度とする。）は、ないものとみなす。）は、

120センチメートル以上とすること。

備考

- 1 この表は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用する。
- 2 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により9の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号アの規定の適用については、同号ア中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

別表第4 小規模建築物に関する遵守基準（第11条関係）

整備項目	遵守基準
1 出入口	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する出入口は、次に掲げるものとする。ただし、直接地上へ通ずる出入口、利用居室（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室をいう。以下この表において同じ。）の出入口並びに便所及び便房（次項に定めるものに限る。）の出入口に限る。 ア 幅は、80センチメートル以上とすること。 イ 通行の際に支障となる段差を設けないこと。ただし、敷地の状況、施設の構造その他の事情により段差を設けないことができない場合において、当該建築物を管理する者の介助等により、高齢者、障害者等が通行することができるときは、この限りでない。 ウ 直接地上へ通ずる出入口と利用居室の出入口を結ぶ通行可能な経路を確保すること。ただし、上下階の移動に係る部分は、この限りでない。
2 便所	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 ア 腰掛式の大便器、手すり等を適切に配置すること。 イ 車椅子使用者が利用することができるような空間を確保すること。 ウ 直接地上へ通ずる出入口と当該便房の出入口を結ぶ通行可能な経路を確保すること。ただし、上下階の移動に係る部分は、この限りでない。
3 敷地内の通路	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する

	敷地内の通路(道等から1の項に定める要件を満たした直接地上へ通ずる出入口までのものに限る。)は、1以上を次に掲げるものとする。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。 イ 通行の際に支障となる段差を設けないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (ア) 傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合 (イ) 敷地の状況、施設の構造その他の事情により段差を設けないことができない場合において、当該建築物を管理する者の介助等により、高齢者、障害者等が通行することができるとき。
--	---

備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用する。

別表第5 道路に関する整備基準(第11条関係)

整備項目	整備基準
1 歩道等	(1) 歩車道の分離 ア 歩道又は自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)と車道又は車道に接続する路肩がある場合の当該路肩(以下「車道等」という。)とは、原則として分離し、歩行者又は自転車利用者(以下「歩行者等」という。)の安全を確保すること。 イ 歩道等と車道等を分離する方法としては、セミフラット形式を原則とすること。 ウ 歩道に設ける縁石の車道に対する高さは、15センチメートル以上とすること。 (2) 歩道等の有効幅員及び勾配 ア 歩道の有効幅員は、原則として200センチメートル以上とし、当該歩道の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めること。 イ 歩道等は、歩行者等が安心して通行することができる歩行空間を立体的かつ連続的に確保すること。 ウ 歩道等の縦断勾配は、100分の5以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、100分の8以下とす

	ることができる。 エ 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、路面排水を考慮し、かつ、100分の1以下とする。ただし、道路の構造、気象の状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2以下とすることができる。 オ 単断面道路の路肩部分の横断勾配は、路面排水を考慮し、かつ、最小限とすること。 (3) 舗装等 ア 歩道等の舗装は、歩行者等の通行の安全性及び快適性を確保するため、平たん性、滑りにくさ、水はけの良さ等を考慮し、舗装材料を選択すること。 イ 歩道等の舗装は、透水性舗装とすること。ただし、道路の構造、気象の状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合は、この限りでない。 ウ 車道等の舗装は、可能な限り透水性舗装又は排水性舗装とすること。 エ 排水溝、集水ます等には、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ちず、かつ、滑りにくい構造の蓋を設けること。
2 路肩の確保及び区別化	自動車等の交通量が多く、かつ、歩道等と車道等を分離することができない道路については、必要に応じ、路肩の幅員を十分に確保するとともに、色調の変化、仕上げの材質の変化等により、外側線を境として車道と路肩とを視覚又は触覚により区別することができるようにすること。
3 歩道等と車道等との段差	(1) 一般的事項 ア 車道等に接続する歩道等の部分（以下「接続部分」という。）は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は、2センチメートルを標準とすること。 イ 接続部分においては、車道等との段差を縮小するため、必要に応じて傾斜を設けること。 ウ 接続部分の勾配は、100分の5以下（沿道の状況等からやむを得ない場合は、100分の8以下）とし、勾配の方向は、歩行者等の通行動線の

	方向と一致させること。 エ 接続部分には、可能な限り横断待ちのための平坦部を設けること。 (2) 交差点における切下げ 交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者等の安全、路面の排水等を考慮し、全ての者が円滑に通行することができるような構造とすること。 (3) 枝道等と交差する場合 ア 自動車等の交通量の少ない枝道等と交差する場合は、本線の歩行者等の通行の安全性、利便性及び連続性を考慮し、歩道面が連続して平坦となるような構造とすること。 イ 切開き形式とする場合は、視覚障害者に配慮するため、枝道等の路面と歩道等の路面とに段差を設けること。
4 沿道施設との段差	特定公共的施設等の出入口と接続する部分は、段差を可能な限り縮小すること。
5 橋の取付け部	(1) 橋の取付け部においては、可能な限り道路の高低差を縮小すること。 (2) 橋の取付け部においては、全ての歩行者等が安全で快適に移動することができるよう勾配を緩やかにする工夫をすること。 (3) 橋の取付け部における勾配の方向は、歩行者等の通行動線の方向と一致させること。
6 車両乗入れ部	(1) 歩道等における車両乗入れ部は、歩行者等の通行の安全性及び快適性を考慮し、歩道等の路面が連続して平坦となるような構造とすること。 (2) 車両乗入れ部の縁石の段差は、5センチメートルを標準とすること。 (3) 車両乗入れ部のすり付け勾配は、100分の15以下（特殊縁石を用いる場合は、100分の10以下）とすること。
7 横断歩道	(1) 歩行者の安全を確保するため、必要に応じ横断歩道を設けること。 (2) 横断歩道には、道路標識又は信号機及び道路標示を設けること。
8 視覚障害者誘導用設備	(1) 視覚障害者が多く利用する道路の歩行者の通行部分には、視覚障害者誘導用ブロックを設けること。 (2) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を原則とすること。ただし、

	周辺の舗装の色彩との輝度比において対比効果を発揮することができない場合には、他の色を使用することができる。 (3) 前号ただし書の場合において、輝度比が確保される措置を講ずること。
9 立体横断施設	立体横断施設は、全ての者に対する安全性及び移動性に配慮した構造とすること。
10 休憩施設(ベンチ等)	全ての歩行者が歩行中に休憩又は交流をすることができるように、必要に応じベンチ等を設けること。
11 道路附属物及び占用物の整理	道路の附属物及び占用物は、可能な限り整理し、通行することができる空間を最大限に確保することができるように配置すること。
12 歩行者広場	横断歩道の手前その他の道路上の歩行者の滞留が必要な部分には、可能な限り歩行者広場を設けること。
13 案内板等	(1) 道路の要所には、必要に応じ公共施設、病院等の案内板、説明板及び標識(以下この表、次表、別表第6の2及び別表第6の3において「案内板等」という。)を設けること。 (2) 案内板等の標示は、内容を容易に読み取ることができるような文字等の大きさ、色調及び明度とすること。 (3) 案内板等は分かりやすい場所に配置し、その高さは車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。
14 照明施設	沿道の住民への影響を考慮しながら可能な限り照明施設を設けるものとし、歩行者等の通行部分の照度を確保すること。
15 階段	(1) 地形の形態上やむを得ず道路上に階段を設ける場合には、転落等の危険を回避し、安全を確保するとともに、歩行者の負担を軽減するように配慮すること。 (2) 階段は、次に掲げる構造とすること。 ア 踏面及びけあげの寸法は一定とし、踏面はつまずきにくい構造とすること。 イ 直階段又は折れ曲がり階段とし、回り階段としないこと。 ウ 幅は、150センチメートル以上とすること。

	エ 高低差300センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の踊り場を設けること。 オ 階段の始終点に、長さ150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。 カ 踊り場を含めて、両側に連続して手すりを設けること。 キ 階段の始末端部には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 (3) 傾斜路を併設すること。
16 滑止め等の交通安全施設	(1) 歩道等のない道路の交差部には、必要に応じ、滑止め等の交通安全施設を設けること。 (2) 交差点には、必要に応じ、歩行者等の注意を喚起するための表示を設けること。
17 駐車場(道路附属物としての自動車駐車場)	(1) 駐車場を設ける場合には、次に掲げる構造等の車椅子利用者用駐車施設を1以上設けること。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 車椅子利用者用駐車施設から駐車場の歩行者の出入口までの経路の長さができるだけ短くなるような位置に設けること。 ウ 車椅子利用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。 エ 傾斜部に設けないこと。 オ 原則として透水性舗装とすること。 (2) 駐車場の歩行者の出入口から車椅子利用者用駐車施設の位置までの経路について、案内のための表示をすること。 (3) 車椅子利用者用駐車施設から駐車場の歩行者の出入口までの通路の1以上は、次に掲げる構造とすること。 ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。 イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。 ウ 路面には、排水溝、集水ます等を設けないこと。やむを得ず設ける場合は、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ちず、かつ、滑りにくい構造の蓋を設けること。

エ 原則として透水性舗装とすること。

備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。

別表第6 道路に関する遵守基準（第11条関係）

整備項目	遵守基準
1 歩道等	(1) 歩車道の分離 ア 歩道等と車道等とは、原則として分離し、歩行者等の安全を確保すること。 イ 歩道等と車道等を分離する方法としては、セミフラット形式を原則とすること。 ウ 歩道に設ける縁石の車道に対する高さは、15センチメートル以上とすること。 (2) 歩道の有効幅員及び勾配 ア 歩道の有効幅員は、原則として200センチメートル以上とし、当該歩道の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めること。 イ 歩道等は、歩行者等が安心して通行することができる歩行空間を立体的かつ連続的に確保すること。 ウ 歩道等の縦断勾配は、100分の5以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、100分の8以下とすることができる。 エ 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、路面排水を考慮し、かつ、100分の1以下とする。ただし、道路の構造、気象の状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2以下とすることができる。 (3) 舗装等 ア 歩道等の舗装は、歩行者等の通行の安全性及び快適性を確保するため、平たん性、滑りにくさ、水はけの良さ等を考慮し、舗装材料を選択すること。 イ 排水溝、集水ます等には、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと

	等が落ちず、かつ、滑りにくい構造の蓋を設けること。
2 歩道等と車道等との段差	(1) 一般的事項 ア 接続部分は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は、2センチメートルを標準とすること。 イ 接続部分においては、車道等との段差を縮小するため、必要に応じて傾斜を設けること。 ウ 接続部分の勾配は、100分の5以下（沿道の状況等からやむを得ない場合は、100分の8以下）とし、勾配の方向は、歩行者等の通行動線の方角と一致させること。 エ 接続部分には、可能な限り横断待ちのための平たん部を設けること。 (2) 交差点における切下げ 交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者等の安全、路面の排水等を考慮し、全ての者が円滑に通行することができるような構造とすること。 (3) 枝道等と交差する場合 ア 自動車等の交通量の少ない枝道等と交差する場合は、本線の歩行者等の通行の安全性、利便性及び連続性を考慮し、歩道面が連続して平たんとなるような構造とすること。 イ 切開き形式とする場合は、視覚障害者に配慮するため、枝道等の路面と歩道等の路面とに段差を設けること。
3 車両乗入れ部	(1) 歩道等における車両乗入れ部は、歩行者等の通行の安全性及び快適性を考慮し、歩道等の路面が連続して平たんとなるような構造とすること。 (2) 車両乗入れ部の縁石の段差は、5センチメートルを標準とすること。 (3) 車両乗入れ部のすり付け勾配は、100分の15以下（特殊縁石を用いる場合は、100分の10以下）とすること。
4 横断歩道	(1) 歩行者の安全を確保するため、必要に応じて横断歩道を設けること。

	(2) 横断歩道には、可能な限り道路標識又は信号機及び道路標示を設けること。
5 視覚障害者誘導用設備	(1) 視覚障害者が多く利用する道路の歩行者の通行部分には、視覚障害者誘導用ブロックを設けること。 (2) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を原則とすること。ただし、周辺の舗装の色彩との輝度比において対比効果を発揮することができない場合には、他の色を使用することができる。 (3) 前号ただし書の場合において、輝度比が確保される措置を講ずること。
6 立体横断施設	立体横断施設は、高齢者、障害者等に対する安全性及び移動性に配慮した構造とすること。
7 休憩施設（ベンチ等）	高齢者、障害者等が歩行中に休憩又は交流をすることができるように、必要に応じベンチ等を設けること。
8 案内板等	(1) 道路の要所には、必要に応じ公共施設、病院等の案内板等を設けること。 (2) 案内板等の標示は、内容を容易に読み取ることができるような文字等の大きさ、色調及び明度とすること。 (3) 案内板等は分かりやすい場所に配置し、その高さは車椅子利用者等にも見やすい位置とすること。
9 駐車場（道路附属物としての自動車駐車場）	駐車場を設ける場合には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう十分な配慮をするとともに、車椅子利用者用駐車施設を1以上設けること。

備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。

別表第6の2 特定道路に関する整備基準（第11条関係）

整備項目	整備基準
1 歩道等と車道等の分離	(1) 歩道等と車道等とは、原則として分離し、歩行者等の安全を確保すること。 (2) 歩道等には、車道等又は自転車道に接続して縁石線を設けること。 (3) 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設

	ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めること。 (4) 歩行者等の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合は、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けること。 (5) 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とすること。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。 (6) 前号の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めること。
2 路肩の確保及び 区別化	自動車等の交通量が多く、かつ、歩道等と車道等を分離することができない道路については、必要に応じ、路肩の幅員を十分に確保するとともに、色調の変化、仕上げの材質の変化等により、外側線を境として車道と路肩とを視覚又は触覚により区別することができるようにすること。
3 歩道の有効幅員 等	(1) 歩道の有効幅員は、200センチメートル以上（歩行者の交通量が多い道路にあっては350センチメートル以上）とすること。 (2) 自転車歩行車道の有効幅員は、300センチメートル以上（歩行者の交通量が多い道路にあっては400センチメートル以上）とすること。 (3) 前2号の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち17の項第1号の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、200センチメートル以上とすること。 (4) 歩道等の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めること。 (5) 歩道等は、歩行者等が安心して通行することができる空間を立体的かつ連続的に確保すること。
4 横断歩道	(1) 歩行者の安全を確保するため、必要に応じ横断歩道を設けること。 (2) 横断歩道には、道路標識又は信号機及び道路標示を設けること。
5 道路附属物及び	道路の附属物及び占用物は、可能な限り整理し、通行することができる

占有物の整理	空間を最大限に確保することができるように配置すること。
6 立体横断施設	(1) 全ての者の円滑な移動のために必要であると認められる箇所に、立体横断施設を設けること。 (2) 立体横断施設には、エレベーターを設けること。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。 (3) 前号に規定するもののほか、立体横断施設には、必要がある場合は、エスカレーターを設けること。 (4) 立体横断施設に設けるエレベーターは、次に掲げる構造とすること。 ア 籠の幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。 イ アの規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、幅は140センチメートル以上とし、奥行きは135センチメートル以上とすること。 ウ 籠及び昇降路の出入口の幅は、アの規定による基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、イの規定による基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。 エ 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、イの規定による基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。 オ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認することができる構造とすること。 カ 籠内に手すりを設けること。 キ 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。

ク 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

ケ 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

コ 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作することができる位置に操作盤を設けること。

サ 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作することができる構造とすること。

シ 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。

ス 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。

(5) 立体横断施設に設ける傾斜路（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる構造とすること。

ア 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、100分の5以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8以下とすることができる。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 2段式の手すりを両側に設けること。

オ 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

カ 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

キ 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別することができるものとする。

ク 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

ケ 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が250センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合は、柵その他これに類する工作物を設けること。

コ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。

(6) 立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に掲げる構造とすること。

ア 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。

イ 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。

ウ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。

エ 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別することができるものとする。

オ くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別することができるものとする。

カ エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。

キ 踏み段の幅は、100センチメートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合は、60センチメートル以上とすることができる。

(7) 立体横断施設に設ける通路は、次に掲げる構造とすること。

ア 有効幅員は、200センチメートル以上とし、当該通路の通行の状況

を考慮して定めること。

イ 縦断勾配及び横断勾配は、設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合は、この限りでない。

ウ 2段式の手すりを両側に設けること。

エ 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

オ 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

カ 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(8) 立体横断施設に設ける階段（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる構造とすること。

ア 有効幅員は、150センチメートル以上とすること。

イ 2段式の手すりを両側に設けること。

ウ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

エ 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

オ 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

カ 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別することができるものとする。

キ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

ク 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

ケ 階段の下面と歩道等の路面との間が250センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合は、柵その他これに類す

	る工作物を設けること。 コ 階段の高さが300センチメートルを超える場合は、その途中に踊り場を設けること。 サ 踊り場の踏み幅は、直階段の場合にあっては120センチメートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。
7 休憩施設（ベンチ等）	全ての歩行者が歩行中に休憩又は交流をすることができるよう、必要に応じベンチ等を設けること。
8 歩行者広場	横断歩道の手前その他の道路上の歩行者の滞留が必要な部分には、可能な限り歩行者広場を設けること。
9 歩道等と車道等との段差（一般的事項）	(1) 接続部分は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は、2センチメートルを標準とすること。 (2) 接続部分においては、車道等との段差を縮小するため、必要に応じて傾斜を設けること。 (3) 接続部分の勾配は、100分の5以下（沿道の状況等からやむを得ない場合は、100分の8以下）とし、勾配の方向は、歩行者等の通行動線の方と一致させること。 (4) 接続部分は、可能な限り横断待ちのための平たん部を設けること。 (5) 接続部分（横断歩道に接続する歩道等の部分に限る。）は、車椅子使用者が円滑に転回することができる構造とすること。
10 歩道等と車道等との段差（交差点における切下げ）	交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者等の安全、路面の排水等を考慮し、全ての者が円滑に通行することができるような構造とすること。
11 歩道等と車道等との段差（枝道等と交差する場合）	自動車等の交通量の少ない枝道等と交差する場合は、本線の歩行者等の通行の安全性、利便性及び連続性を考慮し、平たんとなるような構造とすること。切開き形式とする場合は、視覚障害者に配慮するため、枝道等の路面と歩道等の路面とに段差を設けること。
12 沿道施設との段差	特定公共的施設等の出入口と接続する部分は、段差を可能な限り縮小すること。

13 橋の取付け部	(1) 橋の取付け部においては、可能な限り道路の高低差を縮小すること。 (2) 橋の取付け部においては、全ての歩行者等が安全で快適に移動することができるよう勾配を緩やかにする工夫をすること。 (3) 橋の取付け部における勾配の方向は、歩行者等の通行動線の方向と一致させること。
14 車両乗入れ部	(1) 歩道等における車両乗入れ部は、歩行者等の通行の安全性及び快適性を考慮し、歩道等の路面が連続して平坦となるような構造とすること。 (2) 車両乗入れ部のすり付け勾配は、100分の15以下（特殊縁石を用いる場合は、100分の10以下）とすること。 (3) 車両乗入れ部の縁石の段差は、5センチメートルを標準とすること。
15 舗装等	(1) 道路の歩行者の通行部分及び自転車歩行者道の舗装は、歩行者等の通行の安全性及び快適性を確保するため、平坦性、滑りにくさ、水はけの良さ等を考慮し、舗装材料を選択すること。 (2) 歩道等の舗装は、透水性舗装とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (3) 車道等の舗装は、可能な限り透水性舗装又は排水性舗装とすること。 (4) 排水溝、集水ます等には、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ちない、及び滑りにくい構造の蓋を設けること。
16 縦断勾配	道路の歩行者の通行部分及び自転車歩行者道の縦断勾配は、100分の5以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8以下とすることができる。
17 横断勾配	(1) 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、100分の1以下とすること。ただし、道路の構造、気象状況、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2以下とすることができる。

	(2) 単断面道路の路肩部分の横断勾配は、路面排水を考慮し、かつ、最小限とすること。
18 視覚障害者誘導用設備	(1) 道路の歩行者の通行部分には、可能な限り視覚障害者誘導用設備を設けること。 (2) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、周辺の部分の色と輝度比において対比効果を発揮することができるものとし、原則として黄色を用い、状況に応じて適切な色を選択すること。
19 案内板等	(1) 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の高齢者、障害者等の円滑な移動のために必要な施設の案内板等を設けること。 (2) 案内板等の標示は、内容を容易に読み取ることができるような文字等の大きさ、色調及び明度とすること。 (3) 案内板等は、分かりやすい場所に配置し、高さは、車椅子利用者等にも見やすい位置とすること。 (4) 案内板等には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。
20 照明施設	(1) 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けること。ただし、路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。 (2) 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び駐車場には、高齢者、障害者等の円滑な移動のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けること。ただし、路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。
21 滑止め等の交通安全施設	(1) 歩道等のない道路の交差部には、必要に応じ、滑止め等の交通安全施設を設けること。 (2) 交差点には、必要に応じて歩行者等の注意を喚起するための表示を設けること。
22 駐車場（道路附	(1) 駐車場を設ける場合には、高齢者、障害者等が円滑に利用すること

属物としての自動車駐車場)	ができるよう十分な配慮をするとともに、車椅子利用者用駐車施設を設けること。 (2) 車椅子利用者用駐車施設の数、駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあつては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあつては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。 (3) 車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げる構造等とすること。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 車椅子利用者用駐車施設から駐車場の歩行者の出入口までの経路ができるだけ短くなるような位置に設けること。 ウ 車椅子利用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。 エ 傾斜部に設けないこと。 オ 原則として透水性舗装とすること。 (4) 駐車場の歩行者の出入口から車椅子利用者用駐車施設の位置までの経路について、案内のための表示をすること。 (5) 駐車場の自動車の出入口又は車椅子利用者用駐車施設を設ける階には、車椅子利用者が円滑に利用することができる停車の用に供する部分（以下「車椅子利用者用停車施設」という。）を設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (6) 車椅子利用者用停車施設は、次に掲げる構造とすること。 ア 車両への乗降の用に供する部分の幅及び奥行きは150センチメートル以上とする等、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に乗降することができる構造とすること。 イ 車椅子利用者用停車施設から駐車場の歩行者の出入口までの経路ができるだけ短くなるような位置に設けること。 ウ 車椅子利用者用停車施設である旨を見やすい方法により表示すること。 (7) 駐車場の歩行者の出入口は、次に掲げる構造とすること。ただし、
----------------------	--

当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

ア 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち1以上の出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、幅を120センチメートル以上とする当該駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあっては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあっては車椅子使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(8) 車椅子使用者用駐車施設から駐車場の歩行者の出入口までの通路の1以上は、次に掲げる構造とすること。

ア 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。

イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

ウ 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

エ 路面には、排水溝、集水ます等を設けないこと。やむを得ず設ける場合は、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ちない、及び滑りにくい構造の蓋を設けること。

オ 原則として透水性舗装とすること。

(9) 駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（車椅子使用者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

(10) 前号のエレベーターのうち1以上のエレベーターは、第8号に規定する出入口に近接して設けること。

(11) 第6の項第4号アからエまでの規定は、第9号のエレベーター（前号のエレベーターを除く。）について準用する。

(12) 第6の項第4号の規定は、第10号のエレベーターについて準用する。

- (13) 第6の項第5号の規定は、第9号の傾斜路について準用する。
- (14) 第6の項第8号の規定は、駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。
- (15) 屋外に設けられる駐車場の車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用停車施設及び第8号に規定する通路には、屋根を設けること。
- (16) 車椅子使用者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に掲げる構造とすること。
- ア 出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。
- イ 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- ウ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。
- エ ウの規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。
- (17) 車椅子使用者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次の各号に掲げる構造のいずれかに適合すること。
- ア 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
- イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。
- (18) 前号アの便房を設ける便所は、次に掲げる構造とすること。
- ア 第8号に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、同号アからオまでに掲げる構造とすること。
- イ 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- ウ 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。
- エ 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する

	便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。 オ 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる構造とすること。 (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。 (イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過することができる構造とすること。 カ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。 (19) 第17号アの便房は、次に掲げる構造とすること。 ア 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 イ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。 ウ 腰掛便座及び手すりを設けること。 エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。 (20) 第18号イ、オ及びカの規定は、前号の便房について準用する。 (21) 第18号アからウまで、オ及びカ並びに第19号イからエまでの規定は、第17号イの便所について準用する。この場合において、第19号イ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。
23 乗合自動車停留所	(1) 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とすること。 (2) 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合は、この限りでない。
24 路面電車停留場等	(1) 路面電車停留場の乗降場は、次に掲げる構造とすること。 ア 有効幅員は、乗降場の両側を使用するものにあつては200センチメートル以上とし、片側を使用するものにあつては150センチメートル以上とすること。 イ 乗降場と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとすること。 ウ 乗降場の縁端と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面の縁端との

	間隔は、路面電車の車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さくすること。 エ 横断勾配は、100分の1を標準とすること。 オ 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。 カ 乗降場は、縁石線により区画するものとし、その車道側に柵を設けること。 キ 乗降場には、ベンチ及びその上屋を設けること。 (2) 路面電車停留場の乗降場と車道等との高低差がある場合は、傾斜路を設けるものとし、その勾配は、次に定めるところによること。 ア 縦断勾配は、100分の5以下とすること。 イ 横断勾配は、設けないこと。 (3) 歩行者の横断の用に供する軌道の部分においては、軌条面と道路面との高低差は、できる限り小さくすること。
--	--

備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。

別表第6の3 特定道路に関する遵守基準（第11条関係）

整備項目	遵守基準
1 歩道等と車道等の分離	(1) 歩道等と車道等とは、原則として分離し、歩行者等の安全を確保すること。 (2) 歩道等には、車道等又は自転車道に接続して縁石線を設けること。 (3) 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めること。 (4) 歩行者等の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合は、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けること。 (5) 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とすること。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分については、この限りでない。

	(6) 前号の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めること。 (7) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、前2号の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、当分の間、これらの規定による基準によらないことができる。
2 歩道の有効幅員等	(1) 歩道の有効幅員は、200センチメートル以上（歩行者の交通量が多い道路にあっては350センチメートル以上）とすること。 (2) 自転車歩行車道の有効幅員は、300センチメートル以上（歩行者の交通量が多い道路にあっては400センチメートル以上）とすること。 (3) 前2号の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち12の項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、200センチメートル以上とすること。 (4) 第1号の規定にかかわらず、一体的に高齢者、障害者等の円滑な移動を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を150センチメートルまで縮小することができる。 (5) 第1号及び第2号の規定にかかわらず、4の項に規定する立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を100センチメートルまで縮小することができる。 (6) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合における第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「200センチメートル」とあるのは、「100センチメートル」とする。 (7) 歩道等の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めること。 (8) 歩道等は、歩行者等が安心して通行することができる空間を立体的かつ連続的に確保すること。
3 横断歩道	(1) 歩行者の安全を確保するため、必要に応じ横断歩道を設けること。 (2) 横断歩道には、可能な限り道路標識又は信号機及び道路標示を設け

	ること。
4 立体横断施設	(1) 高齢者、障害者等の円滑な移動のために必要であると認められる箇所に、立体横断施設を設けること。 (2) 立体横断施設には、エレベーターを設けること。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。 (3) 前号に規定するもののほか、立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合は、エスカレーターを設けること。 (4) 立体横断施設に設けるエレベーターは、次に掲げる構造とすること。 ア 籠の幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。 イ アの規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、幅は140センチメートル以上とし、奥行きは135センチメートル以上とすること。 ウ 籠及び昇降路の出入口の幅は、アの規定による基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、イの規定による基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。 エ 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、イの規定による基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。 オ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認することができる構造とすること。 カ 籠内に手すりを設けること。 キ 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。

ク 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

ケ 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

コ 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作することができる位置に操作盤を設けること。

サ 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作することができる構造とすること。

シ 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。

ス 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。

(5) 立体横断施設に設ける傾斜路（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる構造とすること。

ア 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100センチメートル以上とすることができる。

イ 縦断勾配は、100分の5以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8以下とすることができる。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 2段式の手すりを両側に設けること。

オ 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

カ 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

キ 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別することができるものとする。

ク 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

ケ 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が250センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合は、柵その他これに類する工作物を設けること。

コ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。

(6) 立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に掲げる構造とすること。

ア 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。

イ 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。

ウ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。

エ 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別することができるものとする。

オ くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別することができるものとする。

カ エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。

キ 踏み段の幅は、100センチメートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合は、60センチメートル以上とすることができる。

(7) 立体横断施設に設ける通路は、次に掲げる構造とすること。

ア 有効幅員は、200センチメートル以上とし、当該通路の高齢者、障

害者等の通行の状況を考慮して定めること。

イ 縦断勾配及び横断勾配は、設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合は、この限りでない。

ウ 2段式の手すりを両側に設けること。

エ 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

オ 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

カ 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(8) 立体横断施設に設ける階段（その踊り場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅員は、150センチメートル以上とすること。

イ 2段式の手すりを両側に設けること。

ウ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

エ 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

オ 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

カ 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別することができるものとする。

キ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

ク 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

ケ 階段の下面と歩道等の路面との間が250センチメートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合は、柵その他これに類す

	る工作物を設けること。 コ 階段の高さが300センチメートルを超える場合は、その途中に踊り場を設けること。 サ 踊り場の踏み幅は、直階段の場合にあっては120センチメートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。
5 休憩施設（ベンチ等）	高齢者、障害者等が歩行中に休憩又は交流をすることができるように、必要に応じベンチ等を設けること。
6 歩道等と車道等との段差（一般的事項）	(1) 接続部分は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は、2センチメートルを標準とすること。 (2) 接続部分においては、車道等との段差を縮小するため、必要に応じて傾斜を設けること。 (3) 接続部分の勾配は、100分の5以下（沿道の状況等からやむを得ない場合は、100分の8以下）とし、勾配の方向は、歩行者等の通行動線の方角と一致させること。 (4) 接続部分は、可能な限り横断待ちのための平たん部を設けること。 (5) 接続部分（横断歩道に接続する歩道等の部分に限る。）は、車椅子使用者が円滑に転回することができる構造とすること。
7 歩道等と車道等との段差（交差点における切下げ）	交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者等の安全、路面の排水等を考慮し、全ての者が円滑に通行することができるような構造とすること。
8 歩道等と車道等との段差（枝道等と交差する場合）	自動車等の交通量の少ない枝道等と交差する場合は、本線の歩行者等の通行の安全性、利便性及び連続性を考慮し、平たんとなるような構造とすること。切開き形式とする場合は、視覚障害者に配慮するため、枝道等の路面と歩道等の路面とに段差を設けること。
9 車両乗入れ部	(1) 歩道等における車両乗入れ部は、歩行者等の通行の安全性及び快適性を考慮し、歩道等の路面が連続して平たんとなるような構造とすること。 (2) 車両乗入れ部のすり付け勾配は、100分の15以下（特殊縁石を用い

	る場合は、100分の10以下）とすること。 (3) 車両乗入れ部の縁石の段差は、5センチメートルを標準とすること。
10 舗装等	(1) 道路の歩行者の通行部分及び自転車歩行者道の舗装は、歩行者等の通行の安全性及び快適性を確保するため、平たん性、滑りにくさ、水はけの良さ等を考慮し、舗装材料を選択すること。 (2) 歩道等の舗装は、透水性舗装とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (3) 排水溝、集水ます等には、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ちない、及び滑りにくい構造の蓋を設けること。
11 縦断勾配	道路の歩行者の通行部分及び自転車歩行者道の縦断勾配は、100分の5以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8以下とすることができる。
12 横断勾配	歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、100分の1以下とすること。ただし、道路の構造、気象状況、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2以下とすることができる。
13 視覚障害者誘導用設備	(1) 視覚障害者が多く利用する道路の歩行者の通行部分には、視覚障害者誘導用設備を設けること。 (2) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、周辺の部分の色と輝度比において対比効果を発揮することができるものとし、原則として黄色を用い、状況に応じて適切な色を選択すること。
14 案内板等	(1) 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の高齢者、障害者等の円滑な移動のために必要な施設の案内板等を設けること。 (2) 案内板等の標示は、内容を容易に読み取ることができるような文字等の大きさ、色調及び明度とすること。

	(3) 案内板等は、分かりやすい場所に配置し、高さは、車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。 (4) 案内板等には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。
15 照明施設	(1) 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けること。ただし、路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。 (2) 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び駐車場には、高齢者、障害者等の円滑な移動のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けること。ただし、路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。
16 駐車場（道路附属物としての自動車駐車場）	(1) 駐車場を設ける場合には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう十分な配慮をするとともに、車椅子使用者用駐車施設を設けること。 (2) 車椅子使用者用駐車施設の数、駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあつては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあつては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とすること。 (3) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる構造等とすること。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 車椅子使用者用駐車施設から駐車場の歩行者の出入口までの経路ができるだけ短くなるような位置に設けること。 ウ 車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。 (4) 駐車場の自動車の出入口又は車椅子使用者用駐車施設を設ける際には、車椅子使用者用停車施設を設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (5) 車椅子使用者用停車施設は、次に掲げる構造とすること。 ア 車両への乗降の用に供する部分の幅及び奥行きは150センチメートル以上とする等、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に乗降することが

できる構造とすること。

イ 車椅子使用者用停車施設から駐車場の歩行者の出入口までの経路ができるだけ短くなるような位置に設けること。

ウ 車椅子使用者用停車施設である旨を見やすい方法により表示すること。

(6) 駐車場の歩行者の出入口は、次に掲げる構造とすること。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

ア 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち1以上の出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、幅を120センチメートル以上とする当該駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあっては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあっては車椅子使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(7) 車椅子使用者用駐車施設から駐車場の歩行者の出入口までの通路の1以上は、次に掲げる構造とすること。

ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。

イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

ウ 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(8) 駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（車椅子使用者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

(9) 前号のエレベーターのうち1以上のエレベーターは、第7号に規定する出入口に近接して設けること。

(10) 第4の項第4号アからエまでの規定は、第8号のエレベーター（前号のエレベーターを除く。）について準用する。

- (11) 第4の項第4号の規定は、第9号のエレベーターについて準用する。
- (12) 第4の項第5号の規定は、第8号の傾斜路について準用する。
- (13) 第4の項第8号の規定は、駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。
- (14) 屋外に設けられる駐車場の車椅子利用者用駐車施設、車椅子利用者用停車施設及び第7号に規定する通路には、屋根を設けること。
- (15) 車椅子利用者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に掲げる構造とすること。
- ア 出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。
- イ 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- ウ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。
- エ ウの規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。
- (16) 車椅子利用者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次の各号に掲げる構造のいずれかに適合すること。
- ア 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
- イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。
- (17) 前号アの便房を設ける便所は、次に掲げる構造とすること。
- ア 第7号に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、同号アからウまでに掲げる構造とすること。
- イ 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- ウ 出入口には、車椅子利用者が通過する際に支障となる段を設けない

	こと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。 エ 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。 オ 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる構造とすること。 (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。 (イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過することができる構造とすること。 カ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。 (18) 第16号アの便房は、次に掲げる構造とすること。 ア 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 イ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。 ウ 腰掛便座及び手すりを設けること。 エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。 (19) 第17号イ、オ及びカの規定は、前号の便房について準用する。 (20) 第17号アからウまで、オ及びカ並びに第18号イからエまでの規定は、第16号イの便所について準用する。この場合において、第18号イ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。
17 乗合自動車停留所	(1) 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とすること。 (2) 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
18 路面電車停留場等	(1) 路面電車停留場の乗降場は、次に掲げる構造とすること。 ア 有効幅員は、乗降場の両側を使用するものにあつては200センチメートル以上とし、片側を使用するものにあつては150センチメートル以上とすること。

	イ 乗降場と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとすること。 ウ 乗降場の縁端と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、路面電車の車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さくすること。 エ 横断勾配は、100分の1を標準とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 オ 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。 カ 乗降場は、縁石線により区画するものとし、その車道側に柵を設けること。 キ 乗降場には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (2) 路面電車停留場の乗降場と車道等との高低差がある場合は、傾斜路を設けるものとし、その勾配は、次に定めるところによること。 ア 縦断勾配は、100分の5以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8以下とすることができる。 イ 横断勾配は、設けないこと。 (3) 歩行者の横断の用に供する軌道の部分においては、軌条面と道路面との高低差は、できる限り小さくすること。
--	---

備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。

別表第7 公園に関する整備基準（第11条関係）

整備項目	整備基準
1 出入口	(1) 外部の道路等と接する出入口は、次に掲げる構造とすること。地形上又は構造上、3の項に定める要件を満たす園路に接続することが困難である出入口については、整備基準に適合した出入口の位置を明示する案内板を設けること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。

	イ 車止めを設ける場合は、車椅子使用者等が円滑に通行することができる構造とすること。 ウ 路面には、段差を設けないこと。 エ 出入口から公園内外への距離が150センチメートル以上の平坦な部分を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 オ 点状ブロック等、舗装材の変化等により道路との境界を明示すること。また、直接車道と接する場合には、2センチメートルを標準として段差を設けること。 (2) 道路等から出入口までの通路に設ける歩行者用通路は、車路と分離すること。この場合において、当該歩行者用通路の構造については、3の項に定める園路の整備基準を準用する。 (3) 券売所及び入場口は、利用しやすい位置に設け、次に掲げる構造とすること。 ア 入場口のうち1以上は、幅90センチメートル以上とすること。 イ 券売所から入場口までに至る経路及び入場口の通路のうち1以上について、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。
2 駐車場	(1) 駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車可能台数が200以下の場合は当該駐車可能台数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、全駐車可能台数が200を超える場合は当該駐車可能台数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）のための駐車場については、この限りでない。 (2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 次項に定める要件を満たす園路に接続しやすい位置に設けること。 ウ 車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示する

	こと。 エ 傾斜部に設けないこと。 (3) 駐車場の出入口から車椅子利用者用駐車施設の位置までの経路について、案内のための誘導表示をすること。 (4) 車椅子利用者用駐車施設から公園の出入口までの通路の1以上は、次に掲げる構造とすること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。 イ 路面には、段差を設けないこと。
3 園路	高齢者、障害者等が円滑に主要な施設を利用することができる園路を、次に掲げる構造により1以上設けること。この園路は、1の項に定める要件を満たす出入口及び前項に定める要件を満たす駐車場に接続すること。また、敷地境界から当該出入口に至る経路も同様とする。 ア 幅は、180センチメートル以上とすること。 イ 縦断勾配は、100分の4以下とすること。ただし、5の項に定める要件を満たす傾斜路を設ける場合は、この限りでない。 ウ 100分の3以上100分の4以下の縦断勾配が50メートル以上続く場合は、途中に150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。 エ 路面には、段差を設けないこと。 オ 縁石、街きよ等により段差を生じる場合は、100分の5以下（構造上等やむを得ない場合は、100分の8以下）の勾配ですり付けること。やむを得ず段差を残す場合は、その段差は2センチメートル以下とすること。 カ 横断勾配は、100分の1以下とすること。ただし、排水等に影響を与える等特別な理由がある場合は、100分の2以下とすることができる。 キ 園路に附帯する観覧場所、休憩場所等には、車椅子が安定して停止することができる平たんな部分を適宜設けること。 ク 出入口、便所等に接続する園路の部分には、視覚障害者誘導用設備を設けること。

4 階段	階段は、次に掲げる構造とすること。 ア 直階段又は折れ曲がり階段とし、回り階段としないこと。 イ 幅は、150センチメートル以上とすること。 ウ 高さ300センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の踊り場を設けること。 エ 階段の始終点に長さ150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。 オ 踊り場を含めて、両側に連続して手すりを設けること。 カ 手すりの端部付近に、階段の通ずる場所を示す点字を貼りつけること。 キ 両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 ク 踏面及びけあげの寸法は、一定とし、踏面は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。 ケ 前項に定める園路に階段を設ける場合には、次項に定める要件を満たす傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設すること。 コ 階段の始末端部に近接する路面には、点状ブロック等を敷設すること。
5 階段若しくは段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	傾斜路は、次に掲げる構造とすること。 ア 幅は、180センチメートル以上とすること。 イ 縦断勾配は、100分の5以下とすること。ただし、傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は、100分の8以下とすることができる。 ウ 傾斜路の高さ75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の踊り場を設けること。 エ 傾斜路の始終点及び折返し部分に長さ150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。 オ 横断勾配を設けないこと。 カ 両側に連続して手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

	キ 傾斜路の両側に縁石又は側壁を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 ク 傾斜路の始末端部に近接する路面には、点状ブロック等を敷設すること。
6 舗装材料	(1) 公園・緑地等及び動物園・植物園・遊園地にあつては、次に掲げるものとする。 ア 1の項に定める出入口、3の項に定める園路、4の項に定める階段及び前項に定める傾斜路の舗装材料は、平たんでぬれても滑りにくく、水はけの良い仕上げとなるものを使用すること。 イ 2の項に定める駐車場の舗装材料は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとなるものを使用すること。 (2) 庭園にあつては、次に掲げるものとする。 ア 1の項に定める出入口の舗装材料は、平たんでぬれても滑りにくく、水はけの良い仕上げとなるものを使用すること。 イ 2の項に定める駐車場の舗装材料は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとなるものを使用すること。
7 排水溝等	園路の動線上及び広場に設ける開きよの排水溝、集水ます等には、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ち込まない構造のふたを、当該園路等と段差が生じないように設けること。
8 転落防止設備	高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。
9 休憩所	休憩所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造とすること。 ア 出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、幅は、80センチメートル以上とすることができる。 イ 高齢者、障害者等が利用する際に支障となる段差を設けないこと。 ただし、5の項に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この

	限りでない。 ウ 車椅子使用者等の円滑な利用に適した広さを確保すること。 エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる構造とすること。 (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。 (イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過することができること。 オ カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応することができる構造である場合は、この限りでない。 カ 便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所の構造については、13の項に定める便所の整備基準を準用する。
10 ベンチ・野外卓	(1) ベンチは、高齢者、障害者等の休憩及び観賞等にふさわしい場所に利用しやすい構造のものを設置すること。 (2) 野外卓は、次に掲げる構造とすること。 ア 車椅子使用者が使用することができるように150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。 イ 車椅子使用者のひざが入るように、卓の下部に高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル以上の空間を設けること。 (3) 売店又は飲食施設と一体として設ける野外卓は、前号に掲げるもののほか、いす又はベンチを可動式とする等車椅子使用者が利用しやすい構造とすること。
11 水飲み・手洗場	水飲み・手洗場は、次に掲げる構造とすること。 ア 飲み口は、上向きとすること。 イ 飲み口までの高さは、70センチメートル以上80センチメートル以下とし、車椅子使用者のひざが入るように、下部に高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル以上の空間を確保すること。 ウ 車椅子が接近し方向転換することができるように、使用方向に長さが150センチメートル以上で、かつ、幅が150センチメートル以上の平

	たんな部分を設けること。
12 案内板等	(1) 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる施設の配置や経路を表示した案内板、説明板及び標識（以下この表及び次表において「案内板等」という。）を設置する場合は、次に掲げるものとする。 ア 園内の要所に必要に応じて案内板等を設けること。 イ 案内板には、車椅子での利用が可能な園路及び施設を表示すること。 ウ 内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさ、色調及び明度とすること。 エ 平仮名、ピクトグラム（絵文字）、ローマ字等による標示を併用し、当該標示が日本産業規格 Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。 オ 分かりやすい場所に配置し、高さは、車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。 カ 通行の支障とならないよう通路に突出しない位置に設置すること。やむを得ず突出する場合は、案内板等の下端の位置が地上 250 センチメートル以上になるよう設置すること。 (2) 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる掲示板を設置する場合は、次に掲げるものとする。 ア 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。 イ 当該掲示板に表示された内容を容易に識別することができること。 ウ 分かりやすい場所に配置し、高さは、車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。 (3) 園内の要所（園路、傾斜路及び階段を除く。）に必要に応じて視覚障害者誘導用設備を設けること。
13 便所	(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。 ア 出入口の幅は、85 センチメートル以上とすること。 イ 主たる出入口に至る通路、出入口及び床面には、段差を設けないこ

と。ただし、次に掲げる要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。

(ア) 便所の出入口の前には、幅150センチメートル以上、かつ、長さ150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。

(イ) 幅は、90センチメートル以上とすること。

(ウ) 勾配は、100分の5以下とすること。ただし、高さが16センチメートル以下の場合は100分の12以下、75センチメートル以下の場合は100分の8以下とすることができる。

ウ 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。

エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

オ 男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上を光感知式等の自動洗浄装置を備えた受け口の高さが35センチメートル以下の小便器とし、当該小便器の1以上の付近に手すりを設けること。

(2) 前号の便所の内部又は近接した位置に次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口に、その旨の表示を行うこと。

ア 出入口の戸は、車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。

ウ 腰掛式の大便秘器、洗浄装置、汚物入れ、手すり等を適切に配置すること。

(3) 車椅子使用者用便房を内部に設置する第1号の便所の車椅子使用者用便房以外の部分は、次に掲げる構造とすること。

ア 主たる出入口の戸は、車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

イ 車椅子使用者が円滑に通行することができるよう十分な空間を確保

	保すること。 ウ 大便器を設ける場合には、そのうち 1 以上を腰掛式の大便器とし、当該大便器のある便房の 1 以上に手すりを設けること。 エ ウの規定により設けられた便房の戸には、腰掛式の大便器である旨の表示を行うこと。 オ 主たる出入口に車椅子使用者を含む全ての者が利用することができる旨の表示を行うこと。 (4) 車椅子使用者用便房を内部に設置しない第 1 号の便所に大便器を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。 ア 1 以上を腰掛式の大便器とし、当該大便器のある便房の 1 以上に手すりを設けること。 イ アの規定により設けられた便房の戸には、腰掛式の大便器である旨の表示を行うこと。 (5) 便所を設ける場合には、そのうち 1 以上にベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を適切な位置に設け、当該便所の出入口にはその旨の表示を行うこと。 (6) 前各号の表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする(当該内容が日本産業規格 Z8210に定められているときは、これに適合すること。)。
14 屋根付広場	屋根付広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる構造とすること。 ア 出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。 イ 出入口には、段差を設けないこと。ただし、5 の項に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。 ウ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。
15 野外劇場・野外音楽堂	野外劇場及び野外音楽堂を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。 ア 出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、構造

- 上やむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
- イ 出入口及び通路には、段差を設けないこと。ただし、5の項に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。
- ウ 車椅子使用者等が利用目的に沿って円滑に活動することができる広さを確保すること。
- エ 通路の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近などの広さを車椅子の転回に支障がないものとした上で、幅80センチメートル以上とすることができる。
- オ 縦断勾配は、100分の5以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8以下とすることができる。
- カ 横断勾配は、100分の1以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2以下とすることができる。
- キ 路面は、平たんで、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。
- ク 便所を設ける場合は、そのうち1以上は、13の項に定める便所の整備基準を準用する。
- ケ 計画収容者数が200以下の場合は計画収容者数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、計画収容者数が200を超える場合は計画収容者数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上の車椅子使用者等が円滑に利用することができる観覧スペース（以下この表及び次表において「車椅子使用者用観覧スペース等」という。）を設けること。
- コ 車椅子使用者用観覧スペース等は、次に掲げる構造とすること。
- （ア） 幅は90センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル以上とすること。
- （イ） 段差を設けないこと。

	(ウ) 車椅子使用者等が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者等の転落を防止するための設備を設けること。 (エ) 出入口から容易に到達することができ、かつ、サイトライン(可視線)に配慮した位置に設けること。
16 公園内建築物・屋内設備	便所、休憩所、屋根付広場、野外劇場及び野外音楽堂以外の公園内の建築物(管理事務所等)並びに屋内設備は、別表第2に定める建築物の整備基準を準用する。ただし、当該建築物内に便所を設置する場合には、13の項に定める便所の整備基準を準用する。
17 公園内運動施設	(1) 公園内運動施設の出入口の構造については、1の項に定める公園の出入口の整備基準を準用する。 (2) 公園内運動施設には、車椅子使用者等が休憩し、又は待機することができる場所を設けること。
18 券売機・電話ボックス	(1) 券売機を設ける場合の構造については、別表第9の8の項に定める駅舎等の券売機の整備基準を準用する。 (2) 電話ボックスを設ける場合には、そのうち1以上を車椅子使用者が利用することができる構造のものとし、出入口、売店付近又は主要な園路に接する平坦な位置に設けること。
19 その他の施設等	利用者が視覚、聴覚、触覚、きゅう覚等により、自然環境等を感じることができるような空間、施設等を配置すること。

備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用する。

別表第8 公園に関する遵守基準(第11条関係)

整備項目	遵守基準
1 出入口	外部の道路等と接する出入口は、次に掲げる構造とすること。地形上又は構造上、3の項に定める要件を満たす園路に接続することが困難である出入口については、遵守基準に適合した出入口の位置を明示する案内板を設けること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上

	とすることができる。 イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち 1 以上は、90センチメートル以上とすること。 ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。 エ 出入口から公園内外への距離が150センチメートル以上の平坦な部分を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 オ 点状ブロック等、舗装材の変化等により道路との境界を明示すること。また、直接車道と接する場合には、2センチメートルを標準として段差を設けること。
2 駐車場	(1) 駐車場を設ける場合には、そのうち 1 以上に、当該駐車場の全駐車可能台数が200以下の場合は当該駐車可能台数に50分の 1 を乗じて得た数（1 未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、全駐車可能台数が200を超える場合は当該駐車可能台数に100分の 1 を乗じて得た数（1 未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に 2 を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）のための駐車場については、この限りでない。 (2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 次項に定める要件を満たす園路に接続しやすい位置に設けること。 ウ 車椅子使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。
3 園路	高齢者、障害者等が円滑に主要な施設を利用することができる園路を、次に掲げる構造により 1 以上設けること。この園路は、1 の項に定める要件を満たす出入口及び前項に定める要件を満たす駐車場に接続すること。また、敷地境界から当該出入口に至る経路も同様とする。 ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近及び

	50メートル以内ごとに、車椅子が転回することができる場所を確保した上で、幅120センチメートル以上とすることができる。 イ 縦断勾配は、100分の4以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、100分の8以下とすることができる。 ウ 100分の3以上100分の4以下の縦断勾配が50メートル以上続く場合は、途中に150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。 エ 路面には、段差を設けないこと。ただし、5の項に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。 オ 縁石、街きょ等により段差を生じる場合は、100分の5以下（構造上等やむを得ない場合は、100分の8以下）の勾配ですり付けること。やむを得ず段差を残す場合は、その段差は2センチメートル以下とすること。 カ 横断勾配は、100分の1以下とすること。ただし、排水等に影響を与える等特別な理由がある場合は、100分の2以下とすることができる。 キ 園路に附帯する観覧場所、休憩場所等には、車椅子が安定して停止することができる平たんな部分を適宜設けること。 ク 視覚障害者誘導用設備を園路の要所に設けること。
4 階段	階段は、次に掲げる構造とすること。 ア 回り階段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 イ 幅は、120センチメートル以上とすること。 ウ 高さ300センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の踊り場を設けること。 エ 階段の始終点に長さ150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。 オ 踊り場を含めて、両側に連続して手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りで

	ない。 カ 手すりの端部付近に、階段の通ずる場所を示す点字を貼りつけること。 キ 両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 ク 踏面は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。 ケ 前項に定める園路に階段を設ける場合には、次項に定める要件を満たす傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設すること。 コ 階段の始末端部に近接する路面には、点状ブロック等を敷設すること。
5 階段若しくは段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	傾斜路は、次に掲げる構造とすること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。 イ 縦断勾配は、原則として100分の5以下とすること。ただし、傾斜路の高さが75センチメートル以下の場合は、100分の8以下とすることができる。 ウ 傾斜路の高さ75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の踊り場を設けること。 エ 傾斜路の始終点に長さ150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。 オ 横断勾配を設けないこと。 カ 両側に連続して手すりを設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 キ 両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合には、この限りでない。
6 舗装材料	(1) 公園・緑地等及び動物園・植物園・遊園地にあつては、1の項に定める出入口、3の項に定める園路、4の項に定める階段及び前項に定める傾斜路の舗装材料は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとなるもの

	を使用すること。 (2) 庭園にあっては、1の項に定める出入口の舗装材料は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとなるものを使用すること。
7 排水溝等	園路の動線上及び広場に設ける開きよの排水溝、集水ます等には、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ち込まない構造のふたを、当該園路等と段差が生じないように設けること。
8 転落防止設備	高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。
9 休憩所	休憩所を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造とすること。 ア 出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。 イ 高齢者、障害者等が利用する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、5の項に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。 ウ 車椅子使用者等の円滑な利用に適した広さを確保すること。 エ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる構造とすること。 (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。 (イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過することができること。 オ カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応することができる構造である場合は、この限りでない。 カ 便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所の構造については、13の項に定める便所の整備基準を準用する。
10 ベンチ・野外卓	(1) ベンチは、高齢者、障害者等の休憩及び観賞等にふさわしい場所に

	利用しやすい構造のものを設置すること。 (2) 野外卓は、次に掲げる構造とすること。 ア 車椅子使用者が使用することができるように150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。 イ 車椅子使用者のひざが入るように、卓の下部に高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル以上の空間を設けること。
11 水飲み・手洗場	水飲み・手洗場は、次に掲げる構造とすること。 ア 飲み口は、上向きとすること。 イ 飲み口までの高さは、70センチメートル以上80センチメートル以下とし、車椅子使用者のひざが入るように、下部に高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル以上の空間を確保すること。 ウ 車椅子が接近し方向転換することができるように、使用方向に長さが150センチメートル以上で、かつ、幅が150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。
12 案内板等	(1) 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる施設の配置や経路を表示した案内板等を設置する場合は、次に掲げるものとする。 ア 園内の要所に必要に応じて案内板等を設けること。 イ 案内板には、車椅子での利用が可能な園路及び施設を表示すること。 ウ 内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさ、色調及び明度とすること。 エ 平仮名、ピクトグラム（絵文字）、ローマ字等による標示を併用し、当該標示が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。 オ 分かりやすい場所に配置し、高さは、車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。 カ 通行の支障とならないよう通路に突出しない位置に設置すること。やむを得ず突出する場合は、案内板等の下端の位置が地上250センチメートル以上になるよう設置すること。

	(2) 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる掲示板を設置する場合は、次に掲げるものとする。 ア 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。 イ 当該掲示板に表示された内容を容易に識別することができること。 ウ 分かりやすい場所に配置し、高さは、車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。
13 便所	(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。 ア 出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。 イ 主たる出入口に至る通路、出入口及び床面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。 (ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。 (イ) 勾配は、100分の5以下とすること。ただし、高さが16センチメートル以下の場合は100分の12以下、75センチメートル以下の場合は100分の8以下とすることができる。 ウ 床面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。 エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。 オ 男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上を光感知式等の自動洗浄装置を備えた受け口の高さが35センチメートル以下の小便器とし、当該小便器の1以上の付近に手すりを設けること。 (2) 前号の便所の内部又は近接した位置に次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口に、その旨の表示を行うこと。 ア 出入口の戸は、車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

	イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。 ウ 腰掛式の大便器、洗浄装置、汚物入れ、手すり等を適切に配置すること。 (3) 車椅子使用者用便房を内部に設置する第1号の便所の車椅子使用者用便房以外の部分は、次に掲げる構造とすること。 ア 主たる出入口の戸は、車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 イ 車椅子使用者が円滑に通行することができるよう十分な空間を確保すること。 ウ 大便器を設ける場合には、そのうち1以上を腰掛式の大便器とし、当該大便器のある便房の1以上に手すりを設けること。 エ ウの規定により設けられた便房の戸には、腰掛式の大便器である旨の表示を行うこと。 オ 主たる出入口に車椅子使用者を含む全ての者が利用することができる旨の表示を行うこと。 (4) 車椅子使用者用便房を内部に設置しない第1号の便所に大便器を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。 ア 1以上を腰掛式の大便器とし、当該大便器のある便房の1以上に手すりを設けること。 イ アの規定により設けられた便房の戸には、腰掛式の大便器である旨の表示を行うこと。
14 屋根付広場	屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる構造とすること。 ア 出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。 イ 出入口には、段差を設けないこと。ただし、5の項に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。

	ウ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。
15 野外劇場・野外音楽堂	野外劇場及び野外音楽堂を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。 ア 出入口の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。 イ 出入口及び通路には、段差を設けないこと。ただし、5の項に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。 ウ 車椅子使用者等が利用目的に沿って円滑に活動できる広さを確保すること。 エ 通路の幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近などの広さを車椅子の転回に支障がないものとした上で、幅80センチメートル以上とすることができる。 オ 縦断勾配は、100分の5以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の8以下とすることができる。 カ 横断勾配は、100分の1以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2以下とすることができる。 キ 路面は、平たんで、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。 ク 便所を設ける場合は、そのうち1以上は、13の項に定める便所の遵守基準を準用する。 ケ 計画収容者数が200以下の場合は計画収容者数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、計画収容者数が200を超える場合は計画収容者数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上の車椅子使用者用観覧スペース等を設けること。 コ 車椅子使用者用観覧スペース等は、次に掲げる構造とすること。 （ア） 幅は90センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル以上とすること。

	(イ) 車椅子使用者等が利用する際に支障となる段差を設けないこと。 (ウ) 車椅子使用者等が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者等の転落を防止するための設備を設けること。 (エ) 出入口から容易に到達することができ、かつ、サイトライン(可視線)に配慮した位置に設けること。
16 公園内建築物・屋内設備	便所、休憩所、屋根付広場、野外劇場及び野外音楽堂以外の公園内の建築物(管理事務所等)並びに屋内設備は、別表第3に定める建築物の遵守基準を準用する。ただし、当該建築物内に便所を設置する場合には、13の項に定める便所の遵守基準を準用する。

備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用する。

別表第9 公共交通施設に関する整備基準(第11条関係)

整備項目	整備基準
1 道路等から駅舎等の出入口までの経路	道路等から鉄道及び軌道の旅客施設(以下「駅舎等」という。)の出入口までの経路は、次に掲げる構造とすること。 ア 路面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。 イ 路面には、段差を設けないこと。 ウ 路面には、排水口、集水ます等を設けないこと。やむを得ず設ける場合は、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ち込まない構造の蓋を設けること。
2 移動等円滑化経路	(1) 駅舎等の出入口から、通路、改札口等を経て車両の旅客用乗降口に至る経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に連続して利用することができる経路(以下この表及び次表において「移動等円滑化経路」という。)とすること。 (2) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。

	(3) 乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路（以下この表及び次表において「乗継ぎ経路」という。）のうち、移動等円滑化経路を、乗降場ごとに1以上確保すること。 (4) 主たる乗継ぎ経路と移動等円滑化経路となる乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。 (5) 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道駅には、第1号の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化経路をそれぞれ1以上確保すること。ただし、鉄道駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと地方運輸局長が認める場合は、この限りでない。
3 駅舎等の出入口	駅舎等の出入口は、次に掲げる構造とすること。 ア 床面には、段差を設けないこと。ただし、8の項に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。 イ 地形上又は構造上困難な駅舎等であっても、1以上の出入口については、段差を解消すること。 ウ 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとし、出入口の内外の滑りにくさは、同等とすること。 エ 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、85センチメートル以上とすることができる。 オ 駅舎等の出入口に車椅子使用者のための停車区画を設ける場合には、車椅子使用者のための停車区画である旨を見やすい方法により表示すること。 カ 駅舎等の出入口の上屋は、コンコース、通路等が雨等によりぬれない構造とすること。
4 駅舎等の駐車場	駐車場を設ける場合の位置、構造等については、別表第2に規定する整備基準を準用する。
5 駅舎等の通路等	(1) 移動等円滑化経路を構成する通路等は、次に掲げる構造とすること。

	ア 幅は、200センチメートル以上とすること。 イ 床面には、段差を設けないこと。ただし、8の項に定める要件を満たす傾斜路を設ける場合又は9の項に定める要件を満たすエレベーター（地形上又は施設管理上当該エレベーターを設けることができない場合にあっては、10の項に定める要件を満たすエスカレーター）を設ける場合は、この限りでない。 ウ 壁面及び柱面の看板並びに設置物は、通路等に突出しないようにすること。やむを得ず突出する場合は、面を取るなどの安全な措置を講ずること。 エ 十分な明るさを確保した照明設備を設けること。 (2) 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。
6 駅舎等の出札、案内所等	(1) 出札、案内所等のカウンターは、下部に車椅子使用者が円滑に利用することができるための空間を設けること。 (2) 出札、案内所等のカウンターに至る経路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 (3) 案内所等（勤務する者を置かないものを除く。）には、筆談用具等を準備し、当該用具のある旨の表示をすること。
7 駅舎等の階段	階段は、次に掲げる構造とすること。 ア 主要な階段の踏面及びけあげの寸法は、一定とすること。 イ 主要な階段は、直階段又は折れ曲がり階段とし、回り階段としないこと。 ウ 幅は、120センチメートル以上とすること。 エ 高さ300センチメートル以内ごとに踊り場を設けること。 オ 踏面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。 カ 踏面の端部の全体は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。 キ 手すりの端部付近には、階段の通ずる場所を示す点字を表記すること。 ク 十分な明るさを確保した照明設備を設けること。

	ケ 階段下等において、視覚障害者等が安全に歩行するために必要な高さ、空間等を確保すること。やむを得ず確保することができない場合は、視覚障害者等に配慮した安全な措置を講ずること。 コ 階段の両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
8 駅舎等の傾斜路	(1) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、次に掲げる構造とすること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。 イ 勾配は、屋内にあっては12分の1以下、屋外にあっては20分の1以下とすること。ただし、屋内、屋外とも高さが16センチメートル以下の場合は8分の1以下、屋外において高さが75センチメートル以下の場合は12分の1以下とすることができる。 ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに長さ180センチメートル以上の踊り場を設けること。 エ 傾斜路の折返し部分及び他の通路と出会う部分には、長さ180センチメートル以上の水平部分を設けること。 (2) 傾斜路の両側に、高さ35センチメートル以上の立ち上がり（車椅子あたり）を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 (3) 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。 (4) 傾斜路の勾配部分は、その接続する通路と容易に識別することができるものとする。 (5) 屋外に設ける傾斜路については、上屋を設けること。
9 駅舎等のエレベーター	移動等円滑化経路を構成するエレベーターは、改札口にできるだけ近い位置に設け、次に掲げる構造とすること。ただし、地形上又は施設管理上エレベーターを設けることができない場合で、駅舎等に隣接する他の施設により移動等円滑化された経路を利用することができる場合、次項に定める要件を満たすエスカレーターを設けるととき又は当該高低差のある部分

	が前項に定める要件を満たす傾斜路及び通路によって連続しているときは、この限りでない。 ア 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ90センチメートル以上とすること。 イ 籠の容量は、11人乗り以上とし、エレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、駅舎等における高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (ア) 既設の駅舎等で構造上困難な場合 (イ) 籠の内部で車椅子を転回することなく円滑に乗降することができる機種を設置する場合 ウ 高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備、音声誘導装置等を設けること。 エ 昇降路の出入口の前の部分に、車椅子を回転させることができる空間を確保し、制御装置側に寄せて視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 オ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠の外部及び籠の内部に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠の外部にいる者と籠の内部にいる者が互いに視覚的に確認することができる構造とすること。
10 駅舎等のエスカレーター	エスカレーターを設置する場合は、次に掲げる構造等とすること。 ア 改札口にできるだけ近い位置に設けること。 イ 上下専用であること。 ウ 踏面、くし板及び床面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。 エ 緊急時の非常停止装置は、容易に操作することができるものとし、かつ、分かりやすい位置に設けること。 オ くし板は、できるだけ薄くし、ステップ部分と区別できるよう原則として黄色による縁取りを行うこと。 カ 前項に定める要件を満たすエレベーターの設置が困難な駅舎等に

	設けるエスカレーターは、車椅子対応型エスカレーターとすること。 ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、この限りでない。 キ 踏段の端部の全体が、その周囲の色と容易に識別することができるものとする。 ク 進入可能なエスカレーターにおいて、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる音声案内装置を設けること。 ケ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を表示すること。
11 駅舎等の便所	(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。 ア 便所への案内、誘導、男女別表示等を分かりやすく表示すること。 イ 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。 ウ 出入口及び床面には、段差を設けないこと。 エ 出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。 オ 大便器（車椅子使用者用便房に設けるものを除く。）を設ける場合には、そのうち1以上を腰掛式の大便器とし、当該大便器のある便房の1以上に手すりを設けること。 カ 男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上を受け口の高さが35センチメートル以下の小便器とし、当該小便器の1以上の付近に手すりを設けること。 キ 洗面器（車椅子使用者用便房に設けるものを除く。）を設ける場合には、洗面器の1以上の付近に手すりを設けること。 ク 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。 ケ ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けること。 コ ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を1以上設けること。 サ クからコまでの設備を設けた便房及び便所の出入口には、その旨の

	表示を行うこと。なお、表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。 (2) 前号の便所の内部に次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口に、その旨の表示を行うこと。 ア 出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。 イ 出入口の戸は、車椅子使用者等が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ウ 車椅子使用者等が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。 エ 腰掛式の大便秘器、洗浄装置、汚物入れ、手すり、洗面器、非常呼び出し装置等を適切な位置に設けること。
12 駅舎等の旅客待合所及び休憩設備（ベンチ等）	(1) 旅客待合所を設ける場合には、次に掲げる構造等及び設備とすること。 ア 分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 イ 旅客待合所への主要な通路の幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、車椅子使用者が円滑に通行することができる構造とした上で、120センチメートル以上とすることができる。 ウ 床面には、段差を設けないこと。ただし、8の項に定める要件を満たす傾斜路を設ける場合は、この限りでない。 エ 床面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。 オ 壁面及び柱面の看板並びに設置物は、旅客待合所に突出しないようにすること。やむを得ず突出する場合は、面を取るなどの安全な措置を講ずること。 カ 車椅子使用者等が利用することができる十分な広さを確保し、高齢者、障害者等が利用しやすい構造のベンチ、テーブル等を適宜設ける

	こと。 (2) 通路等又は乗降場に次に掲げる構造等の高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備（以下この項において「休憩設備」という。）を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。 ア 分かりやすく利用しやすい位置に配置し、通路等から休憩設備までの経路は、高齢者、障害者等が円滑に利用することができるように配慮すること。 イ 高齢者、障害者等が利用しやすい構造のベンチ等を適宜設けること。 ウ イの設備に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けること。
13 駅舎等の戸	駅舎等の不特定又は多数の者が利用する施設の出入口の戸は、次に掲げる構造とすること。 ア 幅は、90センチメートル以上とすること。 イ 自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とすること。 ウ 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。
14 駅舎等の案内板等	(1) 駅舎等の出入口付近はその他の適切な場所には、移動等円滑化の措置がとられた主要な設備等の配置を表示した案内板等を設けること。 (2) 駅舎等の出入口付近には、周辺の施設等の案内板等を設けること。 (3) 駅舎等の要所に駅の名称を表示し、及び路線の案内板、乗降場その他の主要な施設の案内板等を設けること。 (4) 移動等円滑化の措置がとられた主要な設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。 (5) 駅舎等の案内板等は、分かりやすい場所に配置し、高さは、車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。 (6) 駅舎等の案内板等の表示は、高齢者、障害者等に配慮して内容を容

	易に読み取ることができるような文字の大きさ、色調及び明度とすること。 (7) 駅舎等の案内板等の表記には、平仮名、ピクトグラム（絵文字）、ローマ字等による標示を併用し、当該標示が日本産業規格 Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。
15 駅舎等の案内装置等	(1) 列車の到着及び通過、行き先等を知らせるための放送設備等を設けること。 (2) フラッシュ及び音声により聴覚障害者及び視覚障害者に緊急事態の発生を知らせるための点滅型誘導音装置付誘導灯を設けること。 (3) 連続した手すりの曲がり角及び手すりの端部付近には、点字又は記号により案内表示をすること。 (4) 駅舎等の設備等の配置を点字、音その他の方法により視覚障害者に示すための設備を駅舎等の出入口付近その他適切な場所に設けること。 (5) 乗降場には、列車の到着、通過、行き先等を知らせるための文字による案内表示をすることができる情報提供表示器を設置すること。 (6) 列車の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、代替措置がある場合は、この限りでない。
16 駅舎等の視覚障害者誘導用ブロック	(1) 駅舎等の通路等であって、移動等円滑化経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。 (2) 視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等とエレベーター、駅舎等の設備等の配置を表示した点字案内板及び触知案内図（以下この表及び次表において「設備等配置点字案内板等」という。）、便所の出入口、券売機並びに出札、案内所等との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 (3) 券売機から改札口までの経路及び改札口の通路の 1 以上に視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。 (4) 階段、傾斜路及びエスカレーターの始末端部に近接する通路の床並

	びにエレベーターの乗降ロビーの操作盤、設備等配置点字案内板等、便所の出入口、券売機及び出札、案内所等の前には、点状ブロック（床面に敷設されるブロックであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別することができるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。 (5) 敷設に当たっては、目的地まで安全かつ確実に到達することができるよう配慮すること。 (6) 色は、周辺の部分の色と輝度比において対比効果を発揮することができるものとし、原則として黄色を用い、状況に応じて適切な色を選択すること。 (7) 形状は、視覚障害者が認識しやすいものとする。 (8) 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性及び耐磨耗性に優れ、退色又は輝度の低下が少ない素材とすること。
17 駅舎等の手すり	(1) 一般旅客が常時利用する主要な通路においては、両側に二段手すりを設けること。 (2) 一般旅客が常時利用する傾斜路、階段等においては、両側に連続して二段手すりを設けること。 (3) 前2号の二段手すりは、次に掲げる構造とすること。 ア 取付高さは、下段が床面から65センチメートル程度、上段が床面から85センチメートル程度とすること。 イ 形状は、高齢者、障害者等が支障なく利用することができるものとする。 ウ 材質は、その取付場所に見合ったものとする。 エ 始末端部、分岐部等の要所には、行き先、方面等を点字で表示すること。 (4) 便所、エレベーター等においては、次に掲げる構造の移乗等動作補助用手すりを設けること。 ア 移乗等動作に応じて、水平型又は垂直型とすること。 イ 形状は、高齢者、障害者等が支障なく利用することができるものと

	すること。 ウ 材質は、その取付場所に見合ったものとする。
18 駅舎等の券売機	(1) 券売機は、金銭投入口等を車椅子使用者の手の届く高さに設け、車椅子使用者が券売機に近接することができるようにカウンターに切込みを入れること又は蹴(け)込み付券売機とすること。 (2) 券売機は、運賃等を点字で表示すること。機種により表示が困難な場合は、1 以上を視覚障害者が支障なく利用することができる機種とすること。 (3) 運賃表は、内容を容易に読み取ることができる文字の大きさとし、高齢者、障害者等に見やすい位置に設けること。
19 駅舎等の公衆電話	公衆電話を設ける場合には、そのうち 1 以上は、次に掲げる構造の台の上に置くこと。 ア 高さは、70センチメートル程度であること。 イ 下部に高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル程度の空間があること。
20 駅前広場	駅前広場は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用することができる規模及び配置とし、次に掲げるものとする。 ア 歩行者用通路は、車路と分離すること。 イ 駅舎等の出入口付近に必要な応じて歩行者が留まることができる空間及び休憩施設を設けること。 ウ 歩行者用通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 エ 歩行者用通路は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。 オ バス停留所は、運行本数及び路線数に応じて配置すること。 カ 必要に応じて案内板、説明板、標識等（以下この表及び次表において「案内板等」という。）を設けること。 キ 案内板等は、分かりやすい場所に配置し、高さは、車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。 ク 案内板等の表示は、高齢者、障害者等に配慮して内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさ、色調及び明度とすること。

	ケ 案内板等の表記は、平仮名、ピクトグラム（絵文字）、ローマ字等による標示を併用し、当該標示が日本産業規格 Z8210 に定められているときは、これに適合すること。
21 自転車等駐車場	自転車等駐車場は、次に掲げる構造等とすること。 ア 出入口は、車の通行等を考慮して安全な位置に設けること。 イ 自転車等の入出庫は、入出が容易な構造とすること。 ウ 自転車等の駐車方法は、平置式とすること。 エ 照明設備を設けること。 オ 場内の見通しがきくこと。 カ 場内の分かりやすい位置に案内板等を設けること。
22 こ線橋	こ線橋は、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な移動に配慮した構造、配置等とすること。
23 踏切道	踏切道は、次に掲げる構造とすること。 ア 歩行者が安全かつ円滑に通行することができる通路部分を連続して確保すること。 イ 踏切道の手前に歩行者が安全に留まることができる空間を確保すること。 ウ 踏切道内は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。 エ 視覚障害者が多く利用する道路の踏切道手前部に、点状ブロックによる踏切道の注意喚起を行うとともに、線状ブロックを部分的に敷設し、踏切道手前部の点状ブロックに適切に誘導すること。 オ 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を原則とすること。ただし、周辺の舗装の色彩との輝度比において対比効果を発揮することができない場合には、他の色を使用することができる（輝度比が確保される措置を講ずることができる場合に限る。）。 カ 視覚障害者が多く利用する踏切道内には、視覚障害者が進行方向を見失うことを防ぐとともに踏切道の外にいと誤認することを回避するため、踏切道内誘導表示（踏切道手前部に設置する視覚障害者誘導用ブロックとは異なる形状とする。）を設けること。

24 鉄軌道駅の改札口	(1) 改札口の通路のうち1以上は、幅を90センチメートル以上とすること。 (2) 自動改札機を設ける場合には、当該自動改札機への進入の可否を分かりやすく表示すること。
25 鉄道駅の乗降場	鉄道駅の乗降場は、次に掲げる構造とすること。 ア 床面の水勾配は、100分の1程度とし、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。ただし、階段、エスカレーター等へのすり付け部における水勾配は、この限りでない。 イ 床面及びホーム先端のノンスリップタイルは、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。 ウ ホーム先端のノンスリップタイルの材料を選択する場合には、ホーム縁端警告ブロックとの対比効果が得られるように配置すること。 エ 縁端及び両端には、車両の停止する部分にホーム縁端警告ブロック又は点状ブロック（以下これらを「ホーム縁端警告ブロック等」という。）を連続して敷設すること。 オ 線路側以外の端部には、転落防止のための柵等を設けること。 カ 列車の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、乗降場と車両とのすき間及び段差は、可能な限り小さくすること。 キ 乗降に係る部分については、上屋を設けること。 ク 発着する全ての車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、車両を自動的に一定の位置に停止させることができる乗降場においては、ホームドア又はホームゲートを設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合は、ホーム縁端警告ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。 ケ クに掲げる乗降場以外の乗降場にあつては、ホームドア、ホームゲート、ホーム縁端警告ブロック等その他の転落防止のための設備を設けること。 コ 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、代替措置がある場合は、こ

	の限りでない。 サ 十分な明るさを確保した照明設備を設けること。 シ 車椅子スペースに通ずる旅客用乗降口には、乗降場に位置を表示すること。ただし、当該旅客用乗降口の位置が一定していない場合は、この限りでない。
26 軌道の停留所	(1) 乗降場は、車椅子を回転させることができる幅を確保すること。 (2) 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。 (3) 乗降場に至る経路及び乗降場には、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。 (4) 乗降場の縁端及び両端には、車両の停止する部分にホーム縁端警告ブロック等を連続して敷設すること。 (5) 壁面及び柱面の看板並びに設置物は、通路、乗降場等に突出しないようにすること。やむを得ず突出する場合は、面を取るなどの安全な措置を講ずること。
27 バス停留所	(1) 分かりやすい場所に停留所の位置等を示す表示をすること。 (2) 行き先、経由地、運行予定表等を表示すること。 (3) 駅前広場等におけるバスターミナルには、全体の運行系統、バス停留所等を表示する総合的な案内板を設けること。 (4) 乗降場の床面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。 (5) 乗降場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 (6) 乗降場の縁端のうち、車両の通行、停留又は駐車のために供する場所に接する部分には、視覚障害者の進入を防止するための設備を設けること。 (7) 乗降場に接して停留する車両に車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造とすること。
28 タクシー乗り場	(1) タクシー乗り場である旨を表示すること。 (2) 乗降場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。

別表第10 公共交通施設に関する遵守基準（第11条関係）

整備項目	遵守基準
1 移動等円滑化経路	(1) 駅舎等の出入口から、通路、改札口等を経て車両の旅客用乗降口に至る経路のうち1以上を、移動等円滑化経路とすること。 (2) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。 (3) 乗継ぎ経路のうち、移動等円滑化経路を、乗降場ごとに1以上確保すること。 (4) 主たる乗継ぎ経路と移動等円滑化経路となる乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。 (5) 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道駅には、第1号の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化経路をそれぞれ1以上確保すること。ただし、鉄道駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと地方運輸局長が認める場合は、この限りでない。
2 駅舎等の出入口	駅舎等の出入口は、次に掲げる構造とすること。 ア 床面には、段差を設けないこと。ただし、7の項に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。 イ 地形上又は構造上困難な駅舎等であっても、1以上の出入口については、段差を解消すること。 ウ 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。 エ 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、85センチメートル以上とすることができる。
3 駅舎等の駐車場	駐車場を設ける場合の位置、構造等については、別表第3に規定する遵守基準を準用する。
4 駅舎等の通路等	(1) 移動等円滑化経路を構成する通路等は、次に掲げる構造とすること。

	と。 ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、車椅子使用者が円滑に通行することができる構造とした上で、120センチメートル以上とすることができる。 イ 床面には、段差を設けないこと。ただし、7の項に定める要件を満たす傾斜路を設ける場合又は8の項に定める要件を満たすエレベーター（地形上又は施設管理上当該エレベーターを設けることができない場合にあっては、9の項に定める要件を満たすエスカレーター）を設ける場合は、この限りでない。 ウ 壁面及び柱面の看板並びに設置物は、通路等に突出しないようにすること。やむを得ず突出する場合は、面を取るなどの安全な措置を講ずること。 エ 十分な明るさを確保した照明設備を設けること。 (2) 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。
5 駅舎等の出札、案内所等	(1) 出札、案内所等のカウンターは、下部に車椅子使用者が円滑に利用することができるための空間を設けること。 (2) 出札、案内所等のカウンターに至る経路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 (3) 案内所等（勤務する者を置かないものを除く。）には、筆談用具等を準備し、当該用具のある旨の表示をすること。
6 駅舎等の階段	階段は、次に掲げる構造とすること。 ア 主要な階段は、回り階段としないこと。ただし、構造上困難な場合は、この限りでない。 イ 幅は、120センチメートル以上とすること。 ウ 高さ300センチメートル以内ごとに踊り場を設けること。 エ 踏面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。 オ 踏面の端部の全体は、視覚障害者等が識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。 カ 手すりの端部付近には、階段の通ずる場所を示す点字を表記すること。

	と。 キ 十分な明るさを確保した照明設備を設けること。 ク 階段下等において、視覚障害者等が安全に歩行するために必要な高さ、空間等を確保すること。やむを得ず確保することができない場合は、視覚障害者等に配慮した安全な措置を講ずること。 ケ 階段の両側に立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
7 駅舎等の傾斜路	(1) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、次に掲げる構造とすること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、段を併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。 イ 勾配は、屋内にあっては12分の1以下、屋外にあっては20分の1以下とすること。ただし、屋内、屋外とも高さが16センチメートル以下の場合は8分の1以下、屋外において高さが75センチメートル以下の場合は12分の1以下とすることができる。 ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の踊り場を設けること。 エ 傾斜路の折返し部分及び他の通路と出会う部分には、水平部分を設けること。 (2) 傾斜路の両側に、高さ35センチメートル以上の立ち上がり（車椅子あたり）を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 (3) 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。 (4) 傾斜路の勾配部分は、その接続する通路と容易に識別することができるものとする。
8 駅舎等のエレベーター	移動等円滑化経路を構成するエレベーターは、改札口にできるだけ近い位置に設け、次に掲げる構造とすること。ただし、駅舎等に隣接する他の施設により移動等円滑化された経路を利用することができる場合又は地

	形上若しくは施設管理上エレベーターを設けることが著しく困難な場合は、この限りでない。 ア 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ80センチメートル以上とすること。 イ 籠の容量は、11人乗り以上とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (ア) 既設の駅舎等で構造上困難な場合 (イ) 籠の内部で車椅子を転回することなく円滑に乗降することができる機種を設置する場合 ウ 高齢者、障害者等の円滑な利用のための附属設備を設けること。 エ 昇降路の出入口の前の部分に、車椅子を回転させることができる空間を確保し、制御装置側に寄せて視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 オ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠の外部及び籠の内部に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠の外部にいる者と籠の内部にいる者が互いに視覚的に確認することができる構造とすること。
9 駅舎等のエスカレーター	エスカレーターを設置する場合は、次に掲げる構造等とすること。 ア 踏面、くし板及び床面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。 イ 緊急時の非常停止装置は、容易に操作することができるものとし、かつ、分かりやすい位置に設けること。 ウ くし板は、できるだけ薄くし、ステップ部分と区別できるよう原則として黄色による縁取りを行うこと。 エ 前項に定める要件を満たすエレベーターの設置が困難な駅舎等に設けるエスカレーターは、車椅子対応型エスカレーターとすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、この限りでない。 オ 踏段の端部の全体が、その周囲の色と容易に識別することができるものとする。 カ 進入可能なエスカレーターにおいて、当該エスカレーターの行き先

	及び昇降方向を知らせる音声案内装置を設けること。 キ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を表示すること。ただし、上下専用でないエスカレーターについては、この限りでない。
10 駅舎等の便所	(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。 ア 便所への案内、誘導、男女別表示等を分かりやすく表示すること。 イ 床面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。 ウ 出入口及び床面には、段差を設けないこと。 エ 出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。 オ 大便器（車椅子使用者用便房に設けるものを除く。）を設ける場合には、そのうち1以上を腰掛式の大便器とし、当該大便器のある便房の1以上に手すりを設けること。 カ 男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上を受け口の高さが35センチメートル以下の小便器とし、当該小便器の1以上の付近に手すりを設けること。 キ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。 ク ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けること。 ケ ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を1以上設けること。 コ キからケまでの設備を設けた便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 (2) 前号の便所の内部又は近接した分かりやすく利用しやすい位置に次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口に、その旨の表示を行うこと。 ア 出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。 イ 出入口の戸は、車椅子使用者等が容易に開閉して通過することがで

	きる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ウ 車椅子使用者等が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。 エ 腰掛式の大便秘器、洗浄装置、汚物入れ、手すり、洗面器、非常呼び出し装置等を適切な位置に設けること。
11 駅舎等の旅客待合所及び休憩設備（ベンチ等）	(1) 旅客待合所を設ける場合には、次に掲げる構造等及び設備とすること。 ア 分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 イ 旅客待合所への主要な通路の幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、既設の駅舎等で構造上困難な場合は、車椅子使用者が円滑に通行することができる構造とした上で、120センチメートル以上とすることができる。 ウ 床面には、段差を設けないこと。ただし、7の項に定める要件を満たす傾斜路を設ける場合は、この限りでない。 エ 床面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。 オ 壁面及び柱面の看板並びに設置物は、旅客待合所に突出しないようにすること。やむを得ず突出する場合は、面を取るなどの安全な措置を講ずること。 カ 車椅子使用者等が利用することができる十分な広さを確保し、高齢者、障害者等が利用しやすい構造のベンチを適宜設けること。 (2) 通路等又は乗降場に高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。 (3) 前号の設備に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けること。
12 駅舎等の戸	駅舎等の不特定かつ多数の者が利用する施設の出入口の戸は、次に掲げる構造とすること。 ア 幅は、85センチメートル以上とすること。 イ 自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過す

	ることができる構造とすること。 ウ 床面には、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。
13 駅舎等の案内板等	(1) 駅舎等の出入口付近その他の適切な場所には、移動等円滑化の措置がとられた主要な設備等の配置を表示した案内板等を設けること。ただし、移動等円滑化の措置がとられた主要な設備の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。 (2) 移動等円滑化の措置がとられた主要な設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。 (3) 駅舎等の案内板等の表示は、高齢者、障害者等に配慮して内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさ、色調及び明度とすること。 (4) 駅舎等の案内板等の表記には、平仮名、ピクトグラム（絵文字）、ローマ字等による標示を併用し、当該標示が日本産業規格 Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。
14 駅舎等の案内装置等	(1) 駅舎等の設備等の配置を点字、音その他の方法により視覚障害者に示すための設備を駅舎等の出入口付近その他適切な場所に設けること。ただし、駅舎等の設備等の配置が単純な場合は、この限りでない。 (2) 列車の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、代替措置がある場合は、この限りでない。
15 駅舎等の視覚障害者誘導用ブロック	(1) 駅舎等の通路等であって、移動等円滑化経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する 2 以上の設備がある場合であって、当該 2 以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該 2 以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。 (2) 視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等とエレベーター、設備等配置点字案内板等、便所の出入口、券売機並びに出札、案内所等と

	の間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、前号ただし書の経路については、この限りでない。 (3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの始末端部に近接する通路の床並びにエレベーターの乗降ロビーの操作盤、設備等配置点字案内板等、便所の出入口、券売機及び出札、案内所等の前には、点状ブロックを敷設すること。 (4) 敷設に当たっては、目的地まで安全かつ確実に到達することができるよう配慮すること。 (5) 色は、周辺の部分の色と輝度比において対比効果を発揮することができるものとし、原則として黄色を用い、状況に応じて適切な色を選択すること。 (6) 形状は、視覚障害者が認識しやすいものとする。 (7) 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性及び耐磨耗性に優れ、退色又は輝度の低下が少ない素材とすること。
16 駅舎等の手すり	(1) 一般旅客が常時利用する傾斜路、階段等においては、両側に連続して手すりを設けること。 (2) 前号の手すりは、次に掲げる構造とすること。 ア 取付高さは、一段手すりの場合は床面から80センチメートル程度、二段手すりの場合は下段が床面から65センチメートル程度、上段が床面から85センチメートル程度とすること。 イ 形状は、高齢者、障害者等が支障なく利用することができるものとする。 ウ 材質は、その取付場所に見合ったものとする。 エ 始末端部、分岐部等の要所には、行き先、方面等を点字で表示すること。 (3) 便所、エレベーター等においては、移乗等動作補助用手すりを設けること。
17 駅舎等の券売機	(1) 券売機は、金銭投入口等を車椅子使用者の手の届く高さに設け、車

	椅子使用者が券売機に近接することができるようにカウンターに切込みを入れること又は蹴(け)込み付券売機とすること。 (2) 券売機は、運賃等を点字で表示すること。機種により表示が困難な場合は、1以上を視覚障害者が支障なく利用することができる機種とすること。
18 鉄軌道駅の改札口	(1) 改札口の通路のうち1以上は、幅を90センチメートル以上とすること。 (2) 自動改札機を設ける場合には、当該自動改札機への進入の可否を分かりやすく表示すること。
19 鉄道駅の乗降場	鉄道駅の乗降場は、次に掲げる構造とすること。 ア 床面の水勾配は、100分の1程度とし、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。ただし、階段、エスカレーター等へのすり付け部における水勾配は、この限りでない。 イ 床面及びホーム先端のノンスリップタイルは、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。 ウ 縁端及び両端には、車両の停止する部分にホーム縁端警告ブロック等を連続して敷設すること。ただし、ホームドア、ホームゲート等が設置されている場合は、この限りでない。 エ 線路側以外の端部には、転落防止のための柵等を設けること。 オ 列車の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、乗降場と車両とのすき間及び段差は、可能な限り小さくすること。 カ 発着する全ての車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、車両を自動的に一定の位置に停止させることができる乗降場においては、ホームドア又はホームゲートを設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合は、ホーム縁端警告ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。 キ カに掲げる乗降場以外の乗降場にあつては、ホームドア、ホームゲート、ホーム縁端警告ブロック等その他の転落防止のための設備を設けること。

	ク 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、代替措置がある場合は、この限りでない。 ケ 十分な明るさを確保した照明設備を設けること。 コ 車椅子スペースに通ずる旅客用乗降口には、乗降場に位置を表示すること。ただし、当該旅客用乗降口の位置が一定していない場合は、この限りでない。
20 軌道の停留所	(1) 乗降場は、車椅子を回転させることができる幅を確保すること。 (2) 床面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。 (3) 乗降場に至る経路及び乗降場には、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。 (4) 乗降場の縁端及び両端には、車両の停止する部分にホーム縁端警告ブロック等を連続して敷設すること。 (5) 壁面及び柱面の看板並びに設置物は、通路、乗降場等に突出しないようにすること。やむを得ず突出する場合は、面を取るなどの安全な措置を講ずること。
21 バス停留所	(1) 乗降場の床面は、ぬれても滑りにくい仕上げとすること。 (2) 乗降場の縁端のうち、車両の通行、停留又は駐車のために供する場所に接する部分には、視覚障害者の進入を防止するための設備を設けること。 (3) 乗降場に接して停留する車両に車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造のものであること。

備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。

別表第11 路外駐車場に関する整備基準・遵守基準（第11条関係）

整備項目	整備基準・遵守基準
1 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設	(1) 路外駐車場には、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「路外駐車場車椅子使用者用駐車施設」という。）を1以上設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）のための駐車場については、この限りでない。

	(2) 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設である旨の表示を行うこと。 ウ 傾斜部に設けないこと。 エ 次項第2号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。
2 路外駐車場移動等円滑化経路	(1) 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設から道等までの経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる経路（以下この表において「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）とすること。 (2) 路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものとする。 ア 路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。 イ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、85センチメートル以上とすること。 ウ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものとする。 (ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。 (イ) 5メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。 (ウ) 路面は、平たんでぬれても滑りにくい仕上げとすること。 (エ) 路面には、排水溝、集水ます等を設けないこと。やむを得ず設ける場合は、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ち込まない構造のふたを設けること。 エ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものとする。 (ア) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 (イ) 勾配は、20分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメー

	トル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。 (ウ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。 (エ) 手すりを設けること。 (3) 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口付近に路外駐車場車椅子使用者用駐車施設への経路について案内のための表示を行うこと。ただし、当該路外駐車場車椅子使用者用駐車施設を当該出入口から視認することができる場合は、この限りでない。
--	--

備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。

別表第12 集合住宅に関する整備基準（第11条関係）

整備項目	整備基準
1 特定経路等	(1) 次に掲げる経路は、それぞれ1以上を多数の者が円滑に利用することができる経路（以下この表において「特定経路等」という。）とすること。 ア 道等から各住戸までの経路 イ 集合住宅又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合における各住戸から当該車椅子使用者用便房までの経路 ウ 集合住宅又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合における当該車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの経路 エ 集合住宅又はその敷地に当該集合住宅の居住者のみが利用する集会室等を設ける場合における各住戸から当該集会室等までの経路 (2) 特定経路等上に階段又は段を設けないものとする（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。）。ただし、床面積の合計が2,000平方メートル未満で、階数が3で戸数が29以下の場合及び階数が4で戸数が19以下の場合における階から階に至る階段については、この限りでない。
2 出入口	(1) 特定経路等を構成する出入口は、次に掲げるものとする。 ア 幅は、85センチメートル以上とすること（イに掲げるもの並びにエ

	レベーターの籠及び昇降路の出入口に設けられるものを除く。)。ただし、構造上やむを得ない場合又は床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、80センチメートル以上とすることができる。 イ 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合又は床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、85センチメートル以上とすることができる。 ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 エ 床面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。 (2) 直接地上へ通ずる出入口（特定経路等を構成する出入口を除く。）のうち1以上は、次に掲げるものとする。 ア 幅は、85センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合又は床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、80センチメートル以上とすることができる。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
3 廊下等	(1) 多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものとする。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 イ 階段の上端及び下端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差の存在を警告するために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、この限りでない。 ウ 階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さ及び空間を確保すること。階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講ずること。 (2) 特定経路等を構成する廊下等は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

	ア 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合又は床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、120センチメートル以上とすることができる。この場合、50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ウ 連続して手すりを設けること。
4 階段	(1) 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものとする。 ア 踊り場を含めて、連続して手すりを設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。 エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 オ 段がある部分の上端及び下端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊り場が250センチメートル以下の直進のものである場合においては、この限りでない。 カ 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合は、この限りでない。 キ 踏面及びけあげの寸法は、それぞれ一定とすること。 ク 十分な照度が得られるよう照明器具を配置すること。 ケ 勾配は、高齢者、障害者等が昇降しやすい程度とすること。 コ 踊り場を設けること。 (2) 多数の者が利用する階段のうち1以上は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。ただし、床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、この限りでない。

	ア 踊り場を含めて、両側に連続して手すりを設けること。 イ けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。 ウ 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅（10センチメートルを限度とする。）は、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。 (3) 前号の規定は、別表第2の6の項に定める要件を満たすエレベーター及びその乗降ロビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。
5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	(1) 多数の者が利用する傾斜路は、次に掲げるものとする。 ア 手すりを設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。 (2) 特定経路等を構成する傾斜路は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。 ア 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 イ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。 ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。 エ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 オ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる水平部分を設けること。
6 エレベーター及びその乗降ロビー	特定経路等を構成するエレベーター（次項に定めるものを除く。以下この項において同じ。）及びその乗降ロビーは、床面積の合計が2,000平方メートル未満で、階数が3で戸数が30以上の場合、階数が4で戸数が20

以上の場合及び階数が5以上の場合並びに床面積の合計が2,000平方メートル以上の場合にあっては、次に掲げるものとする。

ア 籠は、多数の者が利用する階に停止すること。

イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

ウ 籠の内部については、次に掲げるものとする。ただし、車椅子で利用することができる機種を設置する場合は、この限りでない。

(ア) 奥行きは、135センチメートル以上とすること。ただし、床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、車椅子を使用することができる奥行きがあること。

(イ) 幅は、140センチメートル以上とすること。

(ウ) 車椅子の転回に支障がない構造とすること。

エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。ただし、床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、車椅子を回転させることができる空間を確保すること。

オ エレベーター付近に階段等を設ける場合には、利用者の安全を確保するため、乗降ロビーに転落防止対策を講ずること。

カ 籠の内部及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。また、次に掲げる方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造の制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)を設けること。

(ア) 文字等の浮き彫り

(イ) 音による案内

(ウ) 点字及び(ア)又は(イ)に類するもの

キ 籠の内部に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。また、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

ク エレベーターの籠及び昇降路の出入口の戸には、籠の中を見通すこ

	とができるガラス窓を設けること。ただし、常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合又は聴覚障害者へ情報を伝える装置を設ける場合は、この限りでない。 ケ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。また、籠の内部又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。 コ アからケまでに掲げるもののほか、高齢者、障害者等が支障なく利用することができる構造とすること。
7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	特定経路等を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成18年国土交通省告示第1492号第1第1号に規定するエレベーターその他の昇降機をいう。）は、次に掲げるものとする。 ア 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するものとする。 イ 籠の幅は、70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは、120センチメートル以上とすること。 ウ 車椅子使用者が籠の内部で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。
8 便所	（1）多数の者が利用する便所は、次に掲げるものとする。 ア 出入口及び床面に段差を設けないこと。 イ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 （2）多数の者が利用する便所の数及び配置は、次に掲げるものとする。 ア 次に掲げる集合住宅において、多数の者が利用する便所の数は、多数の者が利用する階（イに掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。 （ア）共同住宅のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの （イ）長屋、寮又は 宿舎のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの イ アの多数の者が利用する階として除くものは、次に掲げるものとする。

	ること。 (ア) 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、多数の者が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの (イ) 多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階 ウ 多数の者が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の多数の者が利用する上で支障がない位置に設けること。 (3) 多数の者が利用する便所には、次に掲げる車椅子使用者用便房（男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設けること。 ア 前号の規定により多数の者が利用する便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（次に掲げる（ア）の場合にあつては、（ア）に定める数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる（イ）の場合は、この限りでない。 (ア) 当該階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあつては、当該床面積の区分に応じ、次のA又はBに定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあつては、当該多数の者が利用する便所の数とすること。 A 便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下の場合 2 B 便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
--	--

(イ) 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。

A 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合

B 便所設置階の多数の者が利用する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合

C 次のa又はbに掲げる便所設置階の区分に応じ、当該a又はbに定める場合

a 男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階
当該多数の者が利用する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、（ア）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

b 女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階
当該多数の者が利用する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、（ア）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

D 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（1,000平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける多数の者が利用する便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）にア本文の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者

	用便房の数を加えた数（（イ）Aに規定する施設が（イ）Aに規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の多数の者が利用する便所及び女子用の多数の者が利用する便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合 イ 前号に定めるもののほか、多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上は、車椅子使用者用便房を1以上設けること。 ウ 車椅子使用者用便房は次に掲げる構造のものとすること。 （ア）腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。 （イ）車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 （ウ）車椅子使用者用便房以外の便房に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 （エ）車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。 （4）多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとすること。 ア 便所（床面積の合計が1,000平方メートル以上の場合に限る。）内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 イ 便所内に、車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げる構造の便所とすること。
--	---

	(ア) 大便器は、1 以上を腰掛式の大便器とすること。 (イ) (ア) の規定により設けられた大便器のある便所の 1 以上に、手すりを設けること。 ウ 便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち 1 以上は、次に掲げる構造の便所とすること。 (ア) 小便器は、1 以上を床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。 (イ) (ア) の規定により設けられた小便器の 1 以上の付近に、手すりを設けること。 (5) 第3号ウ（エ）及び前号アの表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格 Z 8210 に定められているときは、これに適合すること。）。
9 浴室及びシャワー室	(1) 多数の者が利用する浴室又はシャワー室（以下この項において「浴室等」という。）を設ける場合には、床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。ただし、床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、この限りでない。 (2) 浴室等のうち 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）は、次に掲げるものとする。ただし、床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、この限りでない。 ア 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。 イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。 ウ 出入口は、次に掲げるものとする。 (ア) 幅は、85センチメートル以上とすること。 (イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

10 敷地内の通路	(1) 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 イ 段がある部分は、次に掲げるものとする。 (ア) 手すりを設ける。 (イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。 (ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とする。 (エ) 段がある部分の上端及び下端には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。点状ブロック等の敷設が利用上特に支障をきたす場合には、仕上げの色を変えるなどの代替措置により段を識別しやすくすること。 ウ 傾斜路は、次に掲げるものとする。 (ア) 手すりを設ける。 (イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。 エ 階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さ及び空間を確保すること。階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講ずること。 (2) 特定経路等を構成する敷地内の通路は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。 ア 幅は、135センチメートル以上とすること。ただし、敷地の状況によりやむを得ない場合又は床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、120センチメートル以上とすることができる。 イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。ただし、床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、この限りでない。 ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者
------------------	--

	が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 エ 排水溝、集水ます等を設けないこと。建築物の配置上やむを得ず設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障のないものとする。 オ 傾斜路は、次に掲げるものとする。 (ア) 幅は、段に代わるものにあつては135センチメートル以上（床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、120センチメートル以上）、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 (イ) 勾配は、20分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては8分の1以下、高さが75センチメートル以下のもの、敷地の状況等によりやむを得ない場合又は床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は12分の1以下とすることができる。 (ウ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 (エ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。ただし、床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、この限りでない。 (オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。
11 駐車場	(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、次に掲げる数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、床面積の合計が1,000平方メートル未満の場合は、この限りでない。 ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200以下（当該駐車場を2以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号及び次号において同じ。）のときは、当該駐車可能台数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切

り上げて得た数) 以上

イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超えるときは、当該駐車場に設ける駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)に2を加えた数以上

(2) 前号の規定は、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合は、適用しないこと。

ア 多数の者が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの(以下「多数利用機械式駐車場」という。)であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合

イ 多数利用機械式駐車場及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であって、次に掲げる基準に適合する場合

(ア) 当該多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。

(イ) 当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数(当該多数利用機械式駐車場を2以上設ける場合にあつては、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数)及び当該多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数(当該多数の者が利用する駐車場を2以上設ける場合にあつては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数)の合計数が前号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上であること。

ウ 改修を行う場合であつて、次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を多数の者が利用する駐車場に設ける場合

(ア) 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設ける場合
次のA又はBに掲げる場合の区分に応じ、当該A又はBに定める数

A 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける

	駐車施設の数（当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の総数。以下このA及びBにおいて同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数） B 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数に200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数 (イ) 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設けない場合 1 (3) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの特定経路等の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 ウ 床面又は地面は平坦とし、敷地の形態上やむを得ない場合を除き、水平とすること。 (4) 多数の者が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から各住戸までの特定経路等についての誘導表示を設けること。なお、誘導表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。
12 標識	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設があることを表示する次に掲げる要件を満たす標識を設けること。 ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。 イ 表示すべき内容が容易に識別することができること（当該内容が日

	本産業規格 Z8210に定められているときは、これに適合すること。)
13 案内設備	(1) 集合住宅（床面積の合計が1,000平方メートル以上の場合に限る。以下この項において同じ。）又はその敷地には、当該集合住宅又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。 (2) 集合住宅又はその敷地には、集合住宅又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置について、次に掲げる方法により、視覚障害者に示すための設備を設けること。 ア 文字等の浮き彫り イ 音による案内 ウ 点字及びア又はイに類するもの (3) 案内所を設ける場合には、前2号の規定は適用しない。
14 案内設備までの経路	(1) 道等から前項第2号に規定する設備又は同項第3号の案内所までの経路は、そのうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路とすること。ただし、集合住宅の内にある当該集合住宅を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認することができ、かつ、道等から当該出入口までの経路が次号に定める要件を満たすものである場合又は床面積の合計が2,000平方メートル未満である場合は、この限りでない。 (2) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものとする。 ア 視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、視覚障害者誘導用ブロックを適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。 イ 視覚障害者誘導用ブロックの色は、周辺の部分の色と輝度比において対比効果を発揮することができるものとし、原則として黄色を用

	い、状況に応じて適切な色を選択すること。 ウ 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。 (ア) 車路に近接する部分 (イ) 段がある部分の上端及び下端に近接する部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（次に掲げる部分を除く。） a 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分 b 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分 c 段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等の部分
15 公共的通路	公共的通路は、次に掲げるものとする。 ア 歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物外部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるものとする。 (ア) 通路の幅は、200センチメートル以上（都市計画法、建築基準法又は住環境条例で別に定める有効幅員がある場合は、当該有効幅員以上）とし、歩行者の通行に支障のない高さ及び空間を確保すること。 (イ) 通路面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件を満たす傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める要件を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合又は道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。 a 手すりを設けること。 b その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。 c 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段

に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

d 勾配は、20分の1を超えないこと。

e 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。

f 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。

g 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

(ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(エ) 当該公共的通路と連続する敷地外の道路、公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。

(オ) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。

a 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。

b 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。

c 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

d 段がある部分の上端及び下端に近接する通路の部分並びに段がある部分の上端及び下端に近接する踊り場（250センチメートル以下の直進のものを除く。）の部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。

e 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

f けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチ

メートル以上とすること。

g 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅（10センチメートルを限度とする。）は、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。

イ 屋内貫通通路、アトリウム等の建築物内部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるものとする。

（ア） 通路部分の幅は、200センチメートル以上（都市計画法、建築基準法又は住環境条例で別に定める有効幅員がある場合は、当該有効幅員以上）とし、当該部分の天井の高さを250センチメートル以上とすること。

（イ） 通路の床面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件を満たす傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める要件を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合又は道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。

a 手すりを設けること。

b その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。

c 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は直進で長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるものについては、この限りでない。

d 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

e 勾配は、12分の1を超えないこと。

f 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75セン

チメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。

g 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。

h 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる水平部分を設けること。

(ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(エ) 当該公共的通路と連続する道路、建築物外の公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

(オ) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。

a 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。

b 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。

c 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

d 段がある部分の上端及び下端に近接する通路の部分並びに段がある部分の上端及び下端に近接する踊り場（250センチメートル以下の直進のものを除く。）の部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。

e 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

f けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。

g 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅（10センチメートルを限度とする。）は、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。

- 1 この表は、多数の者が利用する部分について適用する。
- 2 特定経路等を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により10の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号アの規定の適用については、同号ア中「道等」とあるのは、「当該集合住宅の車寄せ」とする。

別表第13 集合住宅に関する遵守基準（第11条関係）

整備項目	遵守基準
1 特定経路	(1) 道等から各住戸（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある集合住宅にあつては、地上階にあるものに限る。以下同じ。）までの経路のうち1以上を多数の者が円滑に利用することができる経路（以下この表において「特定経路」という。）とすること。 (2) 特定経路上に階段又は段を設けないこと（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。）。ただし、床面積の合計が2,000平方メートル未満で、階数が3で戸数が29以下の場合及び階数が4で戸数が19以下の場合における階から階に至る階段については、この限りでない。
2 出入口	特定経路を構成する出入口は、次に掲げるものとする。 ア 幅は、80センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ウ 床面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。
3 廊下等	(1) 多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものとする。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 イ 階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さ及び空間を確保すること。階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講ずること。 (2) 特定経路を構成する廊下等は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。

	イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。 ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
4 階段	(1) 多数の者が利用する階段は、次に掲げるものとする。 ア 踊り場を除き、手すりを設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。 エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 オ 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合は、この限りでない。 (2) 多数の者が利用する階段（床面積の合計が2,000平方メートル以上の場合に限る。）のうち1以上は前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。 ア 踊り場に手すりを設けること。 イ けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とし、それぞれ一定とすること。 ウ 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅（10センチメートルを限度とする。）は、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。 (3) 多数の者が利用する階段（床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合に限る。）は、第1号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。 ア 踊り場に手すりを設けること。 イ けあげ及び踏面の寸法は、それぞれ一定とすること。

	(4) 前2号の規定は、別表第3の6の項に定める要件を満たすエレベーター及びその乗降ロビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。
5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	(1) 多数の者が利用する傾斜路は、次に掲げるものとする。 ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。 (2) 特定経路を構成する傾斜路は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。 ア 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とする。 イ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。 ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。 エ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 オ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる水平部分を設けること。
6 エレベーター及びその乗降ロビー	特定経路を構成するエレベーター（次項に定めるものを除く。以下この項において同じ。）及びその乗降ロビーは、床面積の合計が2,000平方メートル未満で、階数が3で戸数が30以上の場合、階数が4で戸数が20以上の場合及び階数が5以上の場合並びに床面積の合計が2,000平方メートル以上の場合にあつては、次に掲げるものとする。 ア 籠は、各住戸、車椅子使用者用便所又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。 イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とする。

	ウ 籠の奥行きは、115センチメートル以上とすること。ただし、床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、車椅子を使用することができる奥行きがあること。 エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。ただし、床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、車椅子を回転させることができる空間を確保すること。 オ 籠の内部及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 カ 籠の内部に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。 キ エレベーターの籠及び昇降路の出入口の戸には、籠の中を見通すことができるガラス窓を設けること。ただし、常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合又は聴覚障害者へ情報を伝える装置を設ける場合は、この限りでない。 ク 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	(1) 特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成18年国土交通省告示第1492号第1第1号に規定するエレベーターその他の昇降機をいう。）は、次に掲げるものとする。 ア 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するものとする。 イ 籠の幅は、70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは、120センチメートル以上とすること。 ウ 車椅子使用者が籠の内部で方向を変更する必要がある場合にあっては、籠の幅及び奥行きが十分に確保されていること。 (2) 特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエスカレーターは、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するものとする。
8 便所	(1) 多数の者が利用する便所の床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料

で仕上げること。

(2) 多数の者が利用する便所の数及び配置は、次に掲げるものとする。

ア 次に掲げる集合住宅において、多数の者が利用する便所の数は、多数の者が利用する階（イに掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。

（ア）同住宅のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

（イ）長屋、寮、宿舍のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの

イ アの多数の者が利用する階として除くものは、次に掲げるものとする。

（ア）直接地上へ通ずる出入口のある階であって、多数の者が利用する便所を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの

（イ）多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階

ウ 多数の者が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の多数の者が利用する上で支障がない位置に設けること。

(3) 多数の者が利用する便所には、次に掲げる車椅子使用者用便房（男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設けること。

ア 前号の規定により多数の者が利用する便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（次に掲げる（ア）の場合にあっては、（ア）に定める数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる（イ）の場合は、この限りでない。

(ア) 当該階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積の区分に応じ、次のA又はBに定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数をを超える場合にあっては、当該多数の者が利用する便所の数とする。

A 便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下の場合 2

B 便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

(イ) 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。

A 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合

B 便所設置階の多数の者が利用する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合

C 次のa又はbに掲げる便所設置階の区分に応じ、当該a又はbに定める場合

a 男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階
当該多数の者が利用する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、（ア）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

b 女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階
当該多数の者が利用する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、（ア）

に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上)に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

D 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)(1,000平方メートル未満の便所設置階(車椅子使用者用便房のみを設ける多数の者が利用する便所のみを設けるものを除く。)の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数)にア本文の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数((イ)Aに規定する施設が(イ)Aに規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房)の数を差し引いた数)以上の車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房(男子用の多数の者が利用する便所及び女子用の多数の者が利用する便所を設ける階に設けるものに限る。)に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房)を設ける場合

イ 前号に定めるもののほか、多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上は、車椅子使用者用便房を1以上設けること。

ウ 車椅子使用者用便房は次に掲げる構造のものとする。

(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。

(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

(4) 多数の者が利用する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものとする。

	ア 便所（床面積の合計が1,000平方メートル以上の場合に限る。）内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 イ 便所内に男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上を床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。
9 浴室及びシャワー室	(1) 多数の者が利用する浴室又はシャワー室（以下この項において「浴室等」という。）を設ける場合には、床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。ただし、床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、この限りでない。 (2) 浴室等のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。ただし、床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、この限りでない。 ア 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置すること。 イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。 ウ 出入口は、次に掲げるものとする。 （ア） 幅は、85センチメートル以上とすること。 （イ） 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
10 敷地内の通路	(1) 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものとする。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 イ 段がある部分は、次に掲げるものとする。 （ア） 手すりを設けること。 （イ） 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。

(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

ウ 傾斜路は、次に掲げるものとする。

(ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

(イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。

エ 階段等においては、安全に歩行するために必要な高さ及び空間を確保すること。階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講ずること。

(2) 特定経路を構成する敷地内の通路は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。

イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。ただし、床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、この限りでない。

ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

エ 排水溝、集水ます等を設けないこと。建築物の配置上やむを得ず設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障のないものとする。

オ 傾斜路は、次に掲げるものとする。

(ア) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

(イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。

(ウ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。

	(エ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。ただし、床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合は、この限りでない。 (オ) 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。
11 駐車場	(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、次に掲げる数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、床面積の合計が1,000平方メートル未満の場合は、この限りでない。 ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号において同じ。）が200以下のときは、当該駐車可能台数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上 イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超えるときは、当該駐車場に設ける駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上 (2) 前号の規定は、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして次に掲げる場合は、適用しないこと。 ア 多数利用機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合 イ 多数利用機械式駐車場及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であって、次に掲げる基準に適合する場合 (ア) 当該多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。 (イ) 当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該多数利用

機械式駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数)及び当該多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子利用者用駐車施設の数(当該多数の者が利用する駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子利用者用駐車施設の総数)の合計数が前号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上であること。

ウ 改修を行う場合であって、次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める数以上の車椅子利用者用駐車施設を多数の者が利用する駐車場に設ける場合

(ア) 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設ける場合

次のA又はBに掲げる場合の区分に応じ、当該A又はBに定める数

A 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数(当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の総数。以下このA及びBにおいて同じ。)が200以下の場合 当該駐車施設の数に50分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)

B 当該改修に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数

(イ) 当該改修に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設けない場合
1

(3) 車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。

ア 幅は、350センチメートル以上とすること。

イ 車椅子利用者用駐車施設から各住戸までの特定経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

ウ 床面又は地面は平たんとし、敷地の形態上やむを得ない場合を除き、水平とすること。

	(4) 多数の者が利用する駐車場に車椅子利用者用駐車施設を設ける場合には、車椅子利用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子利用者用駐車施設から各住戸までの特定経路についての誘導表示を設けること。
12 標識	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子利用者用駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子利用者用駐車施設があることを表示する次に掲げる要件を満たす標識を設けること。 ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。 イ 表示すべき内容が容易に識別することができること（当該内容が日本産業規格 Z8210 に定められているときは、これに適合すること。）。
13 案内設備	(1) 集合住宅（床面積の合計が1,000平方メートル以上の場合に限る。以下この項において同じ。）又はその敷地には、当該集合住宅又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子利用者用駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子利用者用駐車施設の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。 (2) 集合住宅又はその敷地には、当該集合住宅又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置について、次に掲げる方法により、視覚障害者に示すための設備を設けること。 ア 文字等の浮き彫り イ 音による案内 ウ 点字及びア又はイに類するもの (3) 案内所を設ける場合には、前2号の規定は適用しない。
14 公共的通路	公共的通路の1以上は、次に掲げるものとする。 ア 歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物外部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるものとする。 (ア) 通路の幅は、200センチメートル以上（都市計画法、建築基準

法又は住環境条例で別に定める有効幅員がある場合は、当該有効幅員以上）とし、通行に支障のない高さ及び空間を確保すること。

(イ) 通路面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件を満たす傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める要件を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合又は道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。

a 手すりを設けること。

b その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。

c 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

d 勾配は、20分の1を超えないこと。

e 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。

f 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。

g 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。

(ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

(エ) 当該公共的通路と連続する敷地外の道路、公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合には、当該歩道状空地に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。

(オ) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。

a 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。

b 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。

ること。

c 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

d 段がある部分の上端及び下端に近接する通路の部分並びに段がある部分の上端及び下端に近接する踊り場（250センチメートル以下の直進のものを除く。）の部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。

e 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

f けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。

g 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅（10センチメートルを限度とする。）は、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。

イ 屋内貫通通路、アトリウム等の建築物内部の公共的通路に係る構造は、次に掲げるものとする。

（ア） 通路部分の幅は、200センチメートル以上（都市計画法、建築基準法又は住環境条例で別に定める有効幅員がある場合は、当該有効幅員以上）とし、当該部分の天井の高さを250センチメートル以上とすること。

（イ） 通路の床面には、段差を設けないこと。ただし、次に掲げる要件を満たす傾斜路又は6の項若しくは7の項に定める要件を満たすエレベーターその他の昇降機を設けている場合又は道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合は、この限りでない。

a 手すりを設けること。

b その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別することができるものとする。

- c 傾斜がある部分の上端に近接する通路の部分及び傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが16センチメートルを超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は直進で長さが250センチメートル以下の踊り場に設けるものについては、この限りでない。
 - d 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。
 - e 勾配は、12分の1を超えないこと。
 - f 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。
 - g 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。
 - h 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる水平部分を設けること。
- (ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (エ) 当該公共的通路と連続する道路、建築物外の公共的通路等に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている場合には、連続性を確保して視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
- (オ) 階段を設ける場合には、次に掲げる構造とすること。
- a 踊り場を含めて、両側に手すりを設けること。
 - b 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別することができるものとする。
 - c 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
 - d 段がある部分の上端及び下端に近接する通路の部分並びに段がある部分の上端及び下端に近接する踊り場（250センチメートル

	ル以下の直進のものを除く。)の部分には、視覚障害者に対し警告するために、点状ブロック等を敷設すること。 e 主たる階段は、回り階段としないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。 f けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。 g 階段の幅（当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅（10センチメートルを限度とする。）は、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。
--	--

備考

- 1 この表は、多数の者が利用する部分について適用する。
- 2 特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により10の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号の規定の適用については、同号中「道等」とあるのは、「当該集合住宅の車寄せ」とする。

別表第14（第13条、第17条関係）

区分	添付書類
建築物	1 区長が別に定める特定公共的施設整備項目表 2 案内図、配置図、平面図及び断面図 3 その他区長が必要と認める書類
道路	1 区長が別に定める特定公共的施設整備項目表 2 案内図、平面図及び標準断面図 3 その他区長が必要と認める書類
公園	1 区長が別に定める特定公共的施設整備項目表 2 案内図、平面図及び詳細図 3 その他区長が必要と認める書類
公共交通施設	1 区長が別に定める特定公共的施設整備項目表 2 案内図、配置図、平面図及び断面図 3 その他区長が必要と認める書類

路外駐車場	1 区長が別に定める特定公共的施設整備項目表 2 案内図及び配置図 3 その他区長が必要と認める書類
集合住宅	1 区長が別に定める集合住宅整備項目表 2 案内図、配置図、平面図及び断面図 3 その他区長が必要と認める書類

一部改正〔平成21年規則80号〕

第1号様式（第12条関係）

年 月 日

整備基準適合証交付申請書

世田谷区長 あて

申請者 住 所

氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例

第13条第2項

第21条第1項において準用する同条例第13

条第2項 の規定により、整備基準適合証の交付を下記のとおり申請します。

記

1 所在地			
2 名称			
3 種類	建築物 道路 公園 公共交通施設 路外駐車場 集合住宅		
4 主要用途			
5 面積			
6 構造・階数	造 地上	階 地下	階
7 工事着手年月	年 月	8 工事完了年月	年 月
9 代理人	所在地及び名称		
	担当者 電話番号		

備考 1 この申請書は、施設又は集合住宅ごとに提出してください。

2 種類の欄は、該当事項を○で囲んでください。

全部改正〔令和3年規則70号〕

第2号様式（第12条関係）

年 月 日

あて

世田谷区長名 印

公共的施設整備基準適合証

下記の公共的施設は、調査の結果、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例公共的施設整備基準に適合していることを証します。

記

1 受付番号 第 号

2 検査済年月日

3 公共的施設の名称

4 所在地

5 事業主

住所

氏名

年 月 日

あて

世田谷区長名 図

集合住宅整備基準適合証

下記の集合住宅は、調査の結果、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例集合住宅整備基準に適合していることを証します。

記

1 受付番号 第 号

2 検査済年月日

3 集合住宅の名称

4 所在地

5 事業主

住所

氏名

第4号様式（第12条関係）



注意

②は、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例の整備基準に適合する設備を表しており、該当するものについて、①の下欄スペースに貼り付けることとする。

特定公共的施設整備計画(変更)届出書

世田谷区長 あて

届出者 住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例第14条の規定に基づき、特定公共的施設の工事
について、下記のとおり届け出ます。

記

1 所在地			
2 名称			
3 種類	道路 公園 公共交通施設 路外駐車場		
4 工事の種別	新 設 改 修		
5 規模等	道路 延長 m、面積 m^2 公園 敷地面積 m^2 公共交通施設 面積 m^2 路外駐車場 駐車可能台数 台、面積 m^2		
6 工事着手予定日	年 月 日	7 工事完了予定日	年 月 日
8 代理人	所在地及び名称		
	担当者 電話番号		

- 備考 1 この届出書は、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則(以下「規則」という。)別表第1に定める道路、公園、公共交通施設及び路外駐車場で同表特定公共的施設の欄に定める施設に使用してください。
- 2 種類及び工事の種別の欄は、該当事項を○で囲んでください。
- 3 規則別表第14に掲げる書類等を必ず添付してください。

特定公共的施設整備計画(変更)届出書(建築物)

世田谷区長 あて

届出者 住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例第14条の規定に基づき、特定公共的施設の工事について、下記のとおり届け出ます。

記

1 所在地	世田谷区			
2 名称				
3 主要用途				
4 工事の種別	新設 増築 改築 大規模の修繕 大規模の模様替え 用途変更			
5 規模等		届出部分	届出以外 の部分	合 計
	延べ床面積 造・地上 階・地下	m ²	m ²	m ²
	内 用途 ()	m ²	m ²	m ²
	訳 用途 ()	m ²	m ²	m ²
6 工事着手予定日	年 月 日	7 工事完了予定日	年 月 日	
8 代理人	所在地及び名称			
	担当者 電話番号			

- 備考 1 この届出書は、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則別表第1に定める建築物で同表特定公共的施設の欄に定める施設に使用してください。
- 2 工事の種別の欄は、該当事項を○で囲んでください。
- 3 案内図、配置図、各階の平面図及び2面以上の断面図並びに必要な応じて詳細図を添付してください。

第6号様式（第13条関係）

年 月 日

集合住宅整備計画（変更）届出書

世田谷区長 あて

届出者 住 所

氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

第14条

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例

第21条第2項において準用する同条例第14条

の規定に基づき、集合住宅の工事について、下記のとおり届け出ます。

記

1 所在地			
2 名称			
3 主要用途	共同住宅	長屋	寮又は宿舎
4 工事の種別	新設 増築 改築 大規模の修繕 大規模の模様替え 用途変更		
5 規模等	世帯者用	戸（高齢者	戸 障害者 戸）
	単身者用	戸（高齢者	戸 障害者 戸）
	造 地上	階 地下	階 延べ床面積 m ²
6 工事着手予定日	年 月 日	7 工事完了予定日	年 月 日
8 代理人	所在地及び名称		
	担当者 電話番号		

- 備考 1 この届出書は、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第11条第4項に定める規模の集合住宅に使用してください。
- 2 主要用途及び工事の種別の欄は、該当事項を○で囲んでください。
- 3 案内図、配置図、各階の平面図及び2面以上の断面図並びに必要な応じて詳細図を添付してください。

全部改正〔令和3年規則70号〕

第7号様式（第13条関係）

番 号
年 月 日

道路・公園・公共交通施設・路外駐車場新設等整備計画報告書

世田谷区長 あて

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第13条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 工事件名			
2 工事場所			
3 工事の種別	新 設 改 修		
4 規模等	道路（ ）延長	m、面積	m ²
	公園（ ）	敷地面積	m ²
	公共交通施設（ ）	面積	m ²
	路外駐車場 駐車可能台数 台、面積		m ²
5 工事着手予定日	年 月 日	6 工事完了予定日	年 月 日
7 担当者	所 属		
	氏 名 電話番号		

- 備考 1 工事の種別の欄は、該当事項を○で囲んでください。
2 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則別表第14に掲げる書類等を必ず添付してください。

全部改正〔令和3年規則70号〕

第8号様式（第15条関係）

年 月 日

特定公共的施設整備完了届出書

世田谷区長 あて

下記の特設公共的施設の工事が完了したので、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例第16条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 所在地			
2 名称			
3 届出者	住 所		
	氏 名	電話番号	
4 届出年月日	年	月	日
5 届出番号	第	号	
6 完了年月日	年	月	日
7 代理人	住所及び名称		
	氏 名	電話番号	
8 備考			

注意 整備完了写真並びに写真の撮影位置及び方向を示した図面を添付してください。

全部改正〔令和3年規則70号〕

第9号様式（第15条関係）

年 月 日

集合住宅整備完了届出書

世田谷区長 あて

下記の集合住宅の工事が完了したので、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例第21条第2項において準用する同条例第16条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 所在地			
2 名称			
3 届出者	住 所		
	氏 名	電話番号	
4 届出年月日	年	月	日
5 届出番号	第	号	
6 完了年月日	年	月	日
7 代理人	住所及び名称		
	氏 名	電話番号	
8 備考			

注意 整備完了写真並びに写真の撮影位置及び方向を示した図面を添付してください。

第10号様式（第16条関係）

第	号
身 分 証 明 書	
職 名	
氏 名	
生年月日	
上記の者は、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例第16条第2項に規定する行為を行う権限を有する者であることを証明します。	
発行年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
世田谷区長名 印	

(裏)

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例（抜粋）

第16条

2 前項の規定による届出があったときは、区長は、職員に、当該届出をした者の同意を得て、特定公共的施設に立ち入り、整備基準への適合状況について調査させることができる。

4 第2項の規定により調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第21条

2 前節（第13条の2を除く。）及び第7章の規定は、第19条の2に規定する規則で定める規模の集合住宅の新設又は改修について準用する。

第31条 区長は、第16条第2項に定めるもののほか、第15条、第17条第4項、次条及び第33条第1項の規定の施行に必要な限度において、特定公共的施設について調査を行うことができる。

2 第16条第2項及び第4項の規定は、前項の調査について準用する。

一部改正〔平成21年規則80号〕

第11号様式（第17条関係）

年 月 日

既存施設適合状況調査報告書

世田谷区長 あて

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例第17条第3項の規定により、特定公共的施設について下記のとおり報告します。

記

1 所在地	世田谷区				
2 特定公共的施設の名称					
3 所有者又は管理者	住所及び名称 氏名		電話番号		
4 種類	建築物 集合住宅 道路 公園 公共交通施設 路外駐車場				
5 規模等	面 積	m ²	構 造 等		
6 建築物概要	用途		その他の用途（ ）		
	地 上	階	地 下	階	
	建築面積	m ²	延 べ 床 面 積	m ²	
7 工事完了年月日	年 月 日		8 増改築年月日	年 月 日	
9 調査者（連絡先）	所在地及び名称 担当者		電話番号		
10 その他					

- 備考 1 種類の欄は、該当事項を○で囲んでください。
2 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則別表第14に掲げる書類等を必ず添付してください。

既存施設改善計画届出書

世田谷区長 あて

届出者 住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

改善計画の作成について、下記のとおり届け出ます。

記

1 所在地				
2 名称				
3 種類	建築物 集合住宅 道路 公園 公共交通施設 路外駐車場			
4 規模等	面積 m ² 、延長 m、階数 地上 階・地下 階 延べ床面積 m ² 、駐車可能台数 台			
5 改善計画 の概要	整備項目	内容	整備項目	内容
6 連絡先	所在地及び名称			
	担当者		電話番号	

- 備考 1 種類の欄は、該当事項を○で囲んでください。
2 案内図、配置図、平面図その他必要な図面を添付してください。
3 図面の改善計画部分に○で表示してください。

全部改正〔令和3年規則70号〕

第13号様式（第18条の2関係）

番 号
年 月 日

勧告書

あて

世田谷区長名 印

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例第32条の規定により、下記のとおり適切な措置を講じるよう勧告します。

なお、勧告に従わない場合は、同条例第33条第1項の規定により、その旨及び勧告の内容を公表することがあります。

記

- 1 施設の名称
- 2 所在地
- 3 勧告の理由
- 4 講ずべき措置
- 5 期限（届出・申請・履行・報告）

追加〔令和3年規則70号〕